

【事業計画書】

〔様式2〕

鳥取県立倉吉未来中心の 委託業務に関する事業計画書

管理期間：平成31年4月～平成36年3月

(平成30年9月28日)

※ 表紙のデザインには、第4期（4本線）においても、文化芸術（アート）の輪により共に繋がりを大切にして鳥取県の文化振興を図りたいとの想いを込めています。

公益財団法人鳥取県文化振興財団

目 次

はじめに	1 頁
（公財）鳥取県文化振興財団が目指す倉吉未来中心の役割	2 頁
1 管理運営の基本的な考え方	3 頁
2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	
（1）利用者へ提供するサービスの向上策	5 頁
（2）施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組	7 頁
（3）文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等に対する助言、支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組	10 頁
（4）施設において行う鑑賞公演に係る考え方	14 頁
（5）地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等	15 頁
（6）より良い管理運営等のための体制づくりに係る考え方	21 頁
2-2 管理の基準	
（1）開館時間の設定	22 頁
（2）休館日の設定	22 頁
（3）利用料金の設定	22 頁
（4）利用料金の減免設定	22 頁
（5）個人情報への保護への対応	25 頁
（6）情報の公開への対応	27 頁
2-3 施設設備の維持管理業務について	
（1）利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応	27 頁
（2）施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方	27 頁
（3）維持管理業務に係る経費積算の考え方	30 頁
（4）外部委託する業務内容とその考え方	30 頁
（5）委託先選定方法	31 頁
（6）委託、工事請負の発注予定	31 頁
（7）省エネルギー・省資源への取組	32 頁
2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等	
（1）火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策	34 頁
（2）事故・緊急時の体制・対応	37 頁
（3）利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	38 頁
（4）その他	39 頁
2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針	40 頁
3 組織及び職員の配置等	
（1）管理運営の組織	41 頁
（2）職員の職種等	43 頁
（3）日常の職員配置	44 頁
（4）障がい者又は高齢者の雇用計画	45 頁
（5）施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置	45 頁
（6）文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置	46 頁
（7）人材育成	48 頁
4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	50 頁
5 法人の社会的責任の遂行状況	51 頁
6 添付資料 資料1、資料2	53 頁

～ はじめに ～

公益財団法人鳥取県文化振興財団は、財団のミッション（使命）として「文化芸術に関する各種事業を推進することにより、県民文化の育成と振興を図るとともに、県民に広く文化活動の場を提供することにより、自主的な活動を支援し、人と人の交流、地域の活性化を図り、もって心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活に寄与する」と掲げています。

現在、平成14年度に鳥取県で開催された国民文化祭を契機として制定された「鳥取県文化芸術振興条例」、国の「文化芸術振興基本法」（平成29年「文化芸術基本法」に改正）、「劇場、音楽堂の等の活性化に関する法律」（劇場法）、「文化芸術に関する基本的な方針」などの法的な方針を基に、鳥取県立県民文化会館、鳥取県立倉吉未来中心で、第3期指定管理期間においてミッションを達成するための様々な取組を行ってきました。現在においては、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」を契機に、スポーツのみならず文化芸術の価値を社会の中心に据えた「文化芸術立国」を目指した取組が推進されています。

また、「文化芸術基本法」において、「年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域」にかかわらず全ての人々が文化芸術を享受できる環境を整えることを定めるとともに、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等や、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等との連携推進が掲げられたところです。

そのような中、平成28年10月21日、最大震度6弱の地震が鳥取県中部地域を襲いました。幸いにも死者ゼロ、火災ゼロでしたが、住家被害は全壊18棟を含む15,000棟余りに及びました。当財団が管理運営する鳥取県立倉吉未来中心も正面玄関天井の崩落、アトリウム支柱の基礎部分に大きな損傷を受けるなど、職員、利用者を含む多くの方々が恐怖、そして再開への不安を感じたのがつい先日のごとく、脳裏に蘇ります。

倉吉未来中心は設置者である鳥取県をはじめ、多くの方々の努力と強い思いに支えられ、約半年後には復旧しました。倉吉パークスクエアにおいても最後に残った倉吉市営温水プールが平成29年7月に復旧し、晴れて完全復興いたしました。復興を祝うフェスティバルには多くの参加者、お客様にご来場いただき、倉吉未来中心そしてパークスクエアの各施設が、鳥取県そして中部地域の方々にとれほど愛されていたのかと知り、感動を覚えました。

平成28年の鳥取県中部地震を経験したことにより、「災害に負けない地域の力」「人と地域との絆の強さ」「感謝の気持ち」がプラスの財産として残りました。これらの財産を力にした『福』を『興』す元気な動きは、確実に地域に息づいています。私たち鳥取県文化振興財団は文化芸術の力を基盤としながら、平成36年度に開館を予定している鳥取県立美術館との連携も見据え、これまでの経験とノウハウを活かし、活動を共にしてきた様々な団体やアーティスト、県民の皆様とともに、人と人、社会と人がさらに繋がり、交流し、地域が元気になるための取組をさらに深めていきます。

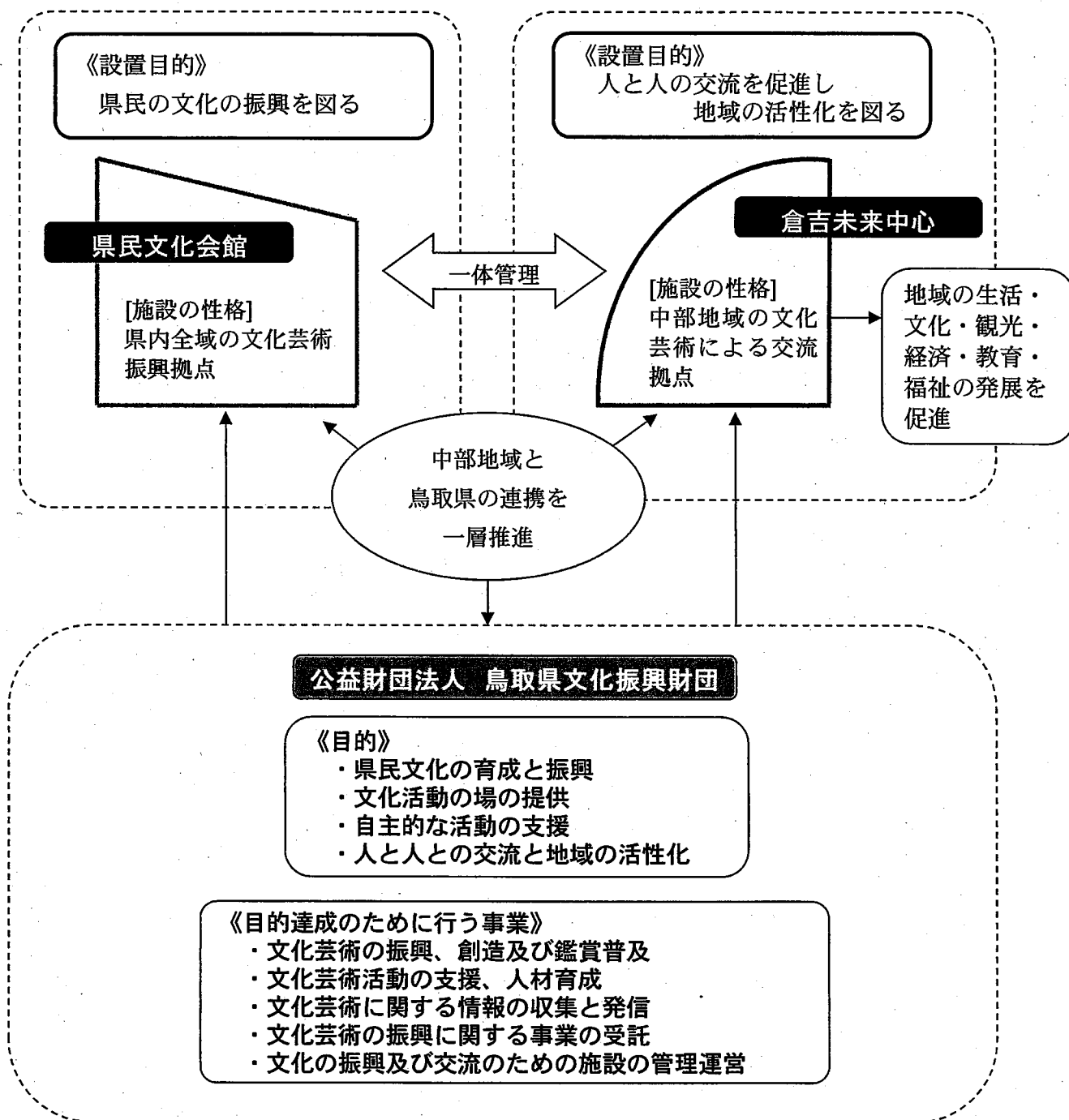
平成30年9月28日

公益財団法人鳥取県文化振興財団

(公財)鳥取県文化振興財団が目指す倉吉未来中心の役割

地域の人々が活気溢れる社会及び心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現

<倉吉未来中心の役割>



1 管理運営の基本的な考え方

(公財)鳥取県文化振興財団は、鳥取県立倉吉未来中心(以下「倉吉未来中心」という。)の開館以来、管理運営をしてまいりましたが、平成26～30年度の第3期指定管理期間においては、「地域との連携・協働」を運営の柱に、中部地域の文化芸術団体や活動者、文化施設、観光・経済団体、教育機関、福祉団体、1市4町など、様々な団体等と文化芸術を通じて手を取り合い、地域の活性化を図ってきました。

そして、これからも「地域との連携」を継続しながら、地域の未来と次世代のため、こうした連携を基に「活力あるまちづくり」と「心豊かなひとづくり」を進めていきます。

また、倉吉未来中心がこれまで17年間で培ってきた地域との繋がりや信頼を活かした施設運営によって得られている高いお客様満足度を維持・向上させたサービスを提供しながら、引き続き当財団が倉吉未来中心の管理運営を担いたいと考えています。

平成13年から倉吉未来中心を管理運営してきた中で蓄積した経験やノウハウを活かし、お客様の貴重なご意見・ご要望を踏まえた施設づくり及び各種サービスの向上に努めるとともに、専門的な技術を有する人材を配置して、お客様のために、**安心・安全な施設運営、お客様の視点にたった質の高いサービスの提供**を行います。また、公の施設としての性格を十分認識し、その施設を管理する者としての自覚を忘れず、法令を遵守の上、**効率的で公平・公正な管理業務**を行います。

そして、地域の文化活動者や各種団体等との連携により文化芸術事業を推進して、**中部地域の活性化や賑わいの創出、次代を担う人材の育成**を図ります。

(1) 管理運営業務の基本方針

管理運営の柱

- お客様の安心・安全
- 公平・公正な管理運営
- 施設の魅力を最大限に活用
- お客様の視点に立ったサービス提供
- 効率的な管理運営

ア お客様の安心・安全への取組

- あらゆる危機管理に対するマニュアルを整備し、防災訓練の実施(地震・消防等)や職員研修を通して全ての職員が対応できる体制を整えます。
- 常に安全を意識した定期点検および日常点検(専門業者による設備等の保守点検、自主点検等)を実施します。
- 県との連携による施設・設備等の利用の実情に合わせた改修・更新と、事前保全、予防保全による設備の長寿命化への取組を行います。

イ 公平・公正な管理運営

- 子どもから高齢者、障がいのある方、外国人などすべての皆様へ公平なサービスを提供します。
- 法令を遵守し、設備の法定点検実施や、法改正への速やかな対応に努めます。
- 情報漏洩を防ぐセキュリティ対応に努めます。
- 計画的な研修会の実施、外部研修等への積極的参加による継続的な人材育成を図ります。

ウ 施設の魅力を最大限に活用する取組

- 人々が集う「まちの広場」として、賑わいとくつろぎの空間を整備します。
- 訪れる人々へ、中部地域の魅力を発信する取り組みを行います。
- 中部地域最大席数の大ホールおよび個性溢れるアトリウムなど施設を活用した事業を実施します。

エ お客様の視点に立ったサービス提供

- 快適に施設が利用できるよう、常にお客様の声に耳を傾けサービス向上を図ります。
- すべての人々にやさしいユニバーサルデザインへの取組を行います。
- お客様が求める情報を把握し、あらゆる手法による情報発信に努めます。

オ 効率的な管理運営の取組

- 施設・設備の維持管理に係る保守点検業務委託料の軽減や、環境への負荷を配慮した経常的費用の軽減に努めます。
- 事業実施やホール利用の際に、県民文化会館と職員を相互派遣して人的な補完を行い、効率的な運営と費用の軽減に努めます。

(2) 文化芸術事業の基本方針

文化芸術事業の柱

○文化芸術愛好者の拡大

○活力ある“まちづくり”

○心豊かな“ひとづくり”

ア 文化芸術愛好者を拡大する取組

- 国内外の質の高い舞台公演の鑑賞機会を提供します。
- 親子、若者層～高齢者、男性をターゲットにした幅広い層の県民が鑑賞しやすい文化芸術事業を実施します。
- 年齢、障がいの有無又は経済的な理由等に関わらず県民すべてが文化芸術を鑑賞できる環境を整備します。

イ 活力ある“まちづくり”のための取組

- 地域の活動者や様々な団体と連携した文化芸術事業を実施します。
- 地域の文化資源や施設の利点を活かした賑わいを創出します。

ウ 心豊かな“ひとづくり”のための取組

- 次代を担う若者を育成するため、文化芸術の鑑賞・体験の充実を図ります。
- 地域の多様な文化芸術活動の支援・普及を行います。



【親子向け鑑賞・参加公演】



【児童養護施設訪問公演】

2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) 利用者へ提供するサービスの向上策

お客様満足度の高い施設づくりをめざし、お客様の声を大切にサービスを行い、人々の交流拠点として活発に利用していただける取組を行います。



【鳥取県中部地震からの全館再開セレモニー】

基本方針

また訪れたいと感じる魅力ある施設づくり

行動指針

地域に開かれ、人々が集い、豊かに交流できる施設づくりを行います。
～地域の皆様の交流拠点として、人々が集う賑わい空間の創出へ～

ア 利用者の利便性向上

(ア) 大ホールホワイエの単独利用を可能とし、幅広い利用に対応するようにします。〈新規〉

大ホール利用率向上は最重要課題と考えますが、中部地域の人口規模からすると有名アーティスト公演・大型イベントは鳥取市・米子市に集中する傾向が続いており、大幅な利用率向上は難しいと考えます。大ホールを有効に活用するために、大ホールホワイエのみの単独利用を可能とし、サロンコンサートやマルシェなどの幅広い利用に対応し、より人々が集まる施設づくりを行います。

【料金設定】 ホワイエ：1時間につき600円
ビュッフェ：1時間につき400円（水道使用料込）

(イ) 初めて訪れるお客様にもわかりやすい案内表示へ整備を進めます。〈改善〉

館内が迷路のようでありにくいというご意見を改善するために、平成30年度中に Google ストリートビュー（屋内版）を導入する計画です。これによりスマートフォンやタブレットにより事前に動線の確認や360°パノラマ画像による施設内の様子を確認できるようになります。更に、カラーユニバーサルデザインの導入や施設案内図の改善を進め、全ての人が安心して訪れやすい工夫をします。

(ウ) アトリウムを「街の広場」として、賑わいとくつろぎの空間を整備します。〈改善〉

人々が交わる場所であるアトリウムを、地域の方によるアートギャラリーでの作品展示、四季折々の空間演出、小ホール利用のない日のホワイエを休憩スペースとして開放し、賑わいとくつろぎの空間を演出します。

(エ) 文化・観光情報コーナーを設置します。〈改善〉

アトリウムは人々が交流し情報収集する場所として、様々な情報を得られるコーナーを設置し、中部1市4町の文化・観光情報を発信し、倉吉未来中心から各地への動線を繋げる取組を行います。

(オ) 中部地域のプレイガイドとして各種チケットを取り扱います。〈継続・改善〉

中部地域のプレイガイドとして各種チケットを取り扱い、お客様の利便性向上を図っています。また、平成28年度からチケット販売システムを導入し、財団主催事業においては、お客様にリアルタイムでご希望の座席が販売窓口やインターネットで購入ができるようにしています。

(カ) イベントトータルサポート体制を充実します。〈継続・改善〉

イベントを成功させるために、企画と予算の立て方から施設の利用方法、当日のフロント運営、舞台の準備～本番～撤収まで、イベント成功に向けてトータルのサポートを行います。

(キ) カスタマーサービスを充実します。〈新規・継続〉

施設の利用にあたり、利用者の負担軽減や来館者向けの様々なサービスを行います。

【継続するサービス】

無 料 サ ー ビ ス	○セミナールーム等の事務用品
	○Wi-Fiスポット (アトリウム・楽屋)
	○お荷物お預かりサービス ○ベビーカー、車椅子
	○ひざ掛け ○姿見 ○シートクッション (お子様用) ○加湿器
有 料 サ ー ビ ス	○携帯電話等充電器設置 【料金設定】 30分 200円
	○コイン式コピー機設置 【料金設定】 用紙: 1枚 10円 カラー: 1枚 30円
	○FAX送受信サービス 【料金設定】 FAX: 送信 20円 受信 10円
広報支援サービス	○チケット取扱 ○ポスター掲示・チラシ設置 ○イベント情報掲載
環 境 整 備	○インターネット検索用及びプリントアウト対応パソコン設置 (事務室内) 観光情報等の検索や、利用者の急なデータ修正及びプリント対応に対応 ※プリントアウト代はコピー代として徴収。
	○ハンドドライヤー設置 (一部) ○手指消毒液設置 (各入口)
	○トイレシートクリーナー設置 (女性用トイレのみ)
	○温水洗浄便座設置 ○トイレ擬音装置設置

【新規サービス】

有 料 サ ー ビ ス	○ゴミ回収サービス ※清掃業務委託契約後、サービス料を決定します。
広報支援サービス	○文化活動サークル団体の活動情報掲示 (施設利用者限定)
環 境 整 備	○トイレシートクリーナー設置箇所の増設

イ 接遇向上

様々なサービスの提供や施設整備を行っても、職員等の対応の良し悪しによっては倉吉未来中心そのものの印象が変わります。お客様が気持ちよく利用していただくためには、職員のみならず常駐する委託業者 (清掃員、警備員等) も含めた対応が大切です。そのためには、職員等の接遇意識・接遇能力の向上は不可欠であるため、外部接遇研修への参加やOJTを行い、サービスの向上を図ります。

また、職員等の接遇に対するお客様からのご意見には速やかに対処し、常に笑顔と明るい声での応対を心がけ、お客様のご要望に対し、様々なご提案ができるよう、職員の意識改革を行います。

ウ レストラン、ショップ等の運営

レストラン、売店、喫茶の運営については、県内産商品の販売と県内産食材の活用を促し、来館者の利便を図るため、引き続き運営します。

また、喫茶の運営委託は、引き続き障がい者就労施設へ委託します。

(2) 施設の利用促進、利用率向上及び利用料収入の増加に向けた取組

17年間にわたる管理運営を通してお客様よりいただいたご意見・ご要望は貴重な財産と考えます。それらを最大限に活用し、何度でも利用したいと感じる魅力ある施設づくりに努め、利用料収入の増加へ繋がります。

基本方針	お客様の視点に立った質の高いサービスの提供
行動指針	お客様のニーズに合ったサービスを提供し、より高い満足度が得られるよう努めます。 ～お客様より頂いたご意見・ご要望に対し、課題の解決へ～

ア 営業活動・顧客開拓

(ア) マスコミ・プロモーターへの営業

県内マスコミとのネットワーク形成や、県外大手プロモーターへの営業活動を年数回行い、中部地域で実施の少ない有名アーティスト公演のホール利用を促進します。

(イ) 他団体との連携

コンベンションの招致など、とっとりコンベンションビューローや鳥取中部観光推進機構等と連携し利用促進を図ります。

イ 施設の利用促進

(ア) ホームページの活用

施設の詳細情報や空き状況の公開、図面データ、よくある利用パターンの利用料金例、よくあるご質問などのページを設け、基本情報をホームページより気軽に入手できるようにします。

スマートフォンなどのタブレット対応もしており、利便性を一層向上しています。

(イ) 鳥取県文化振興財団情報誌「アルテ」、倉吉未来中心イベント情報誌の活用

アルテ「ご利用かわら版」コーナーや施設が発行するイベント情報誌では、設備更新のお知らせやお得な制度のご案内などを随時行います。

(ウ) ホール利用者への案内

文化芸術的事業のためにホールを利用されているお客様には、利用月の13ヶ月前には抽選申込制度のご案内をして、ホールの継続利用を図ります。

(エ) 施設の特性を活かした公演などの提示

倉吉未来中心の館事業「未来つながるプロジェクト」で行う”まちづくり”や”ひとづくり”の取組を通じて、倉吉未来中心に人を呼び込んで施設をPRするとともに、施設の特性を活かした公演や展示を提示することで、施設の利用促進に繋がります。

ウ 利用率向上及び利用料収入の増加に向けた取組

お客様がより高い満足度が得られるサービスを提供することにより、継続利用へと繋げ利用料収入の増加を図ります。

なお、利用率・利用者数の見込は、別紙（資料1）のとおりであり、利用料金の収入見込は、収支計画書（様式3関係）に記載のとおりです。

(ア) 継続する主なサービス

予約申込	<ul style="list-style-type: none"> ○優先予約による受付 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術的事業のためにホールを利用する場合は、通常より早期に抽選による受付 ・公益性のある全国大会、地方ブロック単位の大会、文化芸術的催事で山陰地区大会以上の催しを伴う鳥取県大会 ○ホール予約受付期間終了後、文化活動目的の楽屋のみ利用の受付 ○施設利用状況（空き状況）のネットによる公開
割引プラン	<ul style="list-style-type: none"> ○大ホール1階席のみ利用割引 ○大ホール4月・5月平日割引 大ホールを4月・5月の金曜日を除く平日に利用する場合 ○大ホール直前割引（これまでの大ホール舞台のみ練習割引の名称変更） 大ホールを利用日の2か月前を経過後に文化芸術活動目的で練習利用する場合

(イ) 利用変更の手続きをスマート化します。

利用申込書提出後の利用変更は、利用料を支払った後でなければ利用変更手続きができません。そのため、手続き完了までには日数がかかり、利用料が増額となる場合には2度の支払いが生じるなど、お客様にご不便をおかけしていましたが。今回の改正では未納状態でも変更手続きが可能となります。

(ウ) 利用辞退に伴うキャンセル料の負担を軽減します。

利用を辞退する場合、現在の届出時期とキャンセル料ではお客様のリスクが高くなっておりました。今回の改正ではキャンセル料が安い届出時期を長くすることにより、お客様の負担を軽減します。

施設	現行		施設	改正	
	辞退届出時期	キャンセル料		辞退届出時期	キャンセル料
ホール	6ヶ月前まで	30%	ホール	3ヶ月前まで(変更点)	30%
	1ヶ月前まで	50%		1ヶ月前まで	50%
	上記期間経過	100%		上記期間経過	100%
その他	3ヶ月前まで	30%	その他	1ヶ月前まで(変更点)	30%
	7日前まで	50%		7日前まで	50%
	上記期間経過	100%		上記期間経過	100%

(エ) セミナールーム等の営利目的利用申込受付期間を1年前に拡大します。

セミナールーム、リハーサル室、アトリウムの利用申込受付は、一般利用は1年前から、営利目的利用は6ヶ月前からとしておりました。この利用申込受付の格差をなくすことにより、より公平な利用サービスを行います。

(オ) 小ホール平土間利用の申込受付期間を可動席利用の場合と同様にします。

小ホール平土間利用は利用日当日でも申込可能としていましたが、ホールを安全に利用していただくための手続き等の準備期間が整わないため、可動席同様の7日前とします。また、貸出形態を1時間単位から区分単位へ変更し、施設利用料金も可動席料金と同様の入場料区分毎の設定とします。平土間を営利・物品販売目的で利用する場合の施設利用料は新たに設定します。

【料金設定】

	午前	午後	夜間	全日
営利・物販目的	14,760円	29,520円	36,900円	73,800円

(カ) 施設利用者登録サービスを開始します。

一部の利用者限定していた窓口での利用申込書記載の簡素化を全利用者へ拡大し、利用者情報登録をしていただくことにより利用日時等の必要最低限の記載だけで申込ができるようにします。文化団体が減免を申請する場合についても、利用団体登録により手続きの簡素化を図ります。

(キ) 利用者向けの新たな有料サービスの開始及び備品料金の改正を行います。

- 利用の際に発生したゴミの有料回収サービスを始めます。
- 備品の料金設定を新たに行います。(ホワイトボード追加分、拡声装置の単独利用)

【料金設定】・ホワイトボード追加 1台 150円 ※常設分は無料

・拡声装置 1台 540円 ※大小ホール利用の場合は除く

(ク) 新たに施設利用備品を増設します。

近年は映像を使った研修会や説明会等の催事が増加しており、プロジェクター利用の需要が高まっております。お客様のニーズに応えるため、需要の多いセミナールームへプロジェクター及びスクリーンを常設し、共用の移動式プロジェクターも増設します。(平成30年度中に設置)

- セミナールーム1：固定式プロジェクター、スクリーン設置
- セミナールーム7：固定式プロジェクター設置(スクリーンは既設)
- 移動式プロジェクターの増設

(ケ) 団体事務局サロン施設利用料は共益費(光熱水費・清掃代)込の料金設定とします。

団体事務局サロンは、営利を目的としない鳥取県内の団体の活動拠点としてご利用いただいておりますが、セミナールーム等の利用とは異なり、施設利用料とは別に光熱水費及び清掃代の実費を別途ご負担いただいております。光熱水費及び清掃代を共益費として料金設定することにより、利用料金を明確化します。

【料金設定】団体事務局サロン共益費 1月1㎡につき310円

(コ) よくあるご利用パターンの利用料金を提示します。

よくある利用形態と利用料金を冊子及びホームページで提示し、初めてのお客様でも安心してご利用できる案内をします。(平成30年度中に作成)

(サ) 利用申込受付時間を9時から21時に変更します。

閉館時間の22時は、利用終了のお客様の鍵の返却、次回の利用申込、予約状況の照会等が重なり、お客様をお待たせすることがあります。このため、利用申込受付時間を21時までに変更し、改善を図ります。

(シ) 各種申請書のリニューアルを行います。

利用申込書のリニューアル及び新たに早朝開館申請書を作成し、利用申込手続きがよりスムーズに行えるようにします。

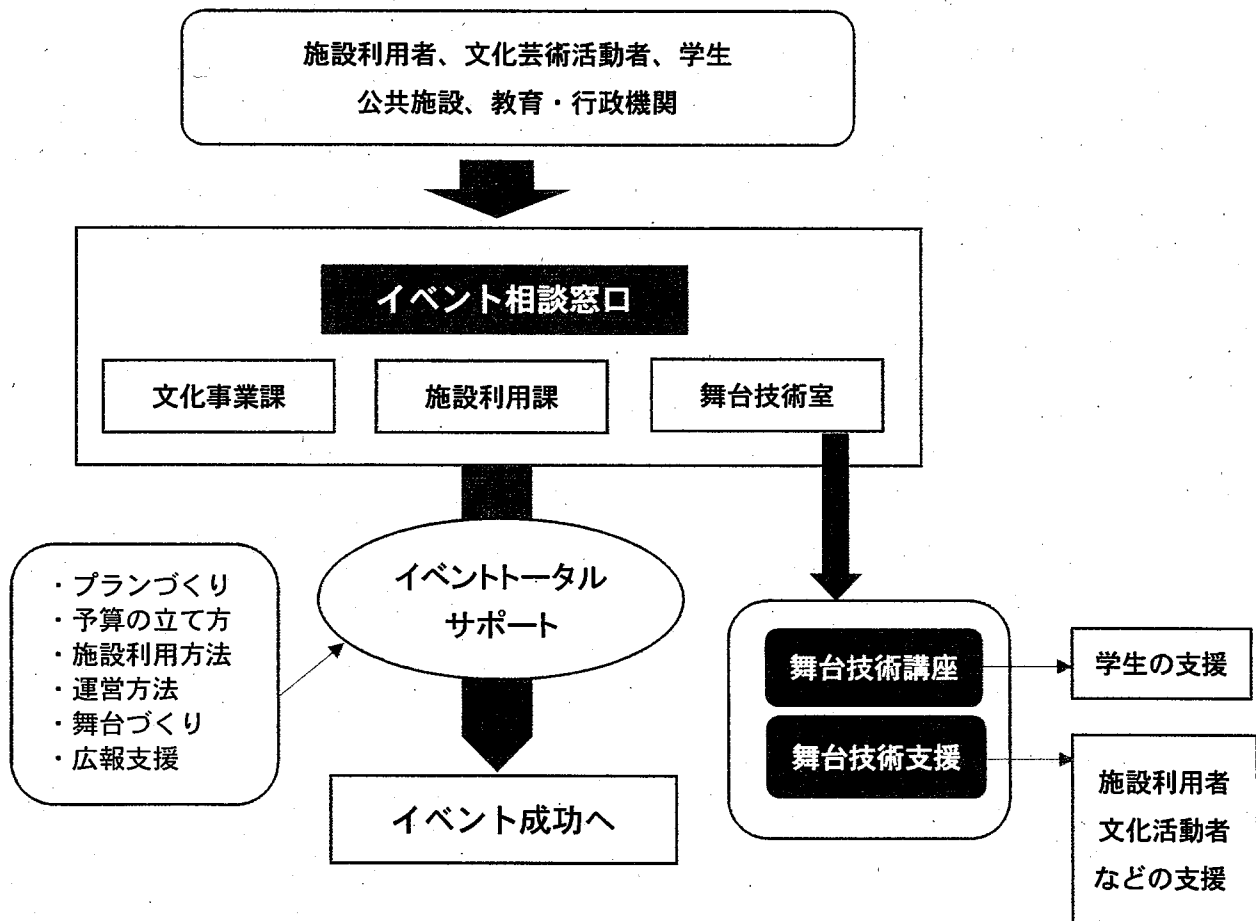
(3) 文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等に対する助言、支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組

当財団では、職員のアートマネジメント力の向上と意識改革を目的にアートマネジメントの研修を継続的に行っています。また、(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する各種研修会にも積極的に参加し、専門知識の習得を図っています。研修会に参加することにより、県外の公立文化施設職員との交流を通じてスキルも上がり、人材のネットワークも広がってきました。

このような研修や事業実施による実践的育成(OJT)の結果、優秀な人材が育ってきました。

その成果を踏まえて、アートマネジメントや舞台技術のノウハウを中部地域の文化芸術団体や個人の文化活動者に対し、助言と支援、研鑽に資する取組は次のとおりです。

ア 支援体制



イ 文化芸術に関する専門知識を有する職員による取組

(ア) イベント相談窓口の設置

気軽に企画制作の支援(相談、助言、指導等)ができる窓口を開設し、地域の個人や団体等が行う催事等の企画立案・広報・運営に関する相談などに応じて、円滑な事業の実施を支援(無償)します。

(イ) 文化芸術活動者に対する支援

倉吉未来中心の館事業や財団の主催事業には、モチベーションの高い方が多く参加されます。この人材を将来鳥取県や中部地域の財産として育成し、県内での活動の場を広げていくため、職員が今まで培ってきたアートマネジメントのノウハウと専門技術を地域社会に還元し、支援を行います。

■実践的育成による企画制作支援（助言、指導等）

財団主催事業（育成・創造事業）や鳥取県総合芸術文化祭（とりアート）に参加する県民の皆様とともに事業推進する過程において、アートマネジメントの概念や手法を伝播させ、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。

また、第14回全国障がい者芸術・文化祭の成果を踏まえ、障がい者と健常者との共生を目的とした事業を拡充するとともに、その政策立案ができる人材育成にウエイトを置いた事業展開を目指します。

■アートマネジメント力向上に役立つ情報の提供

舞台芸術作品の制作には、企画立案・運営、経営（予算管理・経理事務）、舞台技術に関する専門的業務の向上が不可欠です。助成金情報、企画立案、広報、契約、経理事務、リスクマネジメント、障がい者との舞台制作、活動者・団体などの情報（図書、資料等）を提供します。

ウ 舞台芸術に関する専門知識を有する職員による取組

蓄積した舞台技術経験やノウハウを県内の文化芸術活動発展のため、文化芸術団体やアマチュア活動者、施設利用者等のもとより、行政機関や文化施設などを対象に、技術資料の提供やアドバイス・助言を行います。また、学校や教育機関とも連携しながら、技能や知識習得の機会を設け、将来に繋がる人材の育成を図ります。

（ア）相談窓口

舞台づくりに関する疑問や不明な点について、何時でも相談ができる窓口を運営事務所内に開設しており、施設利用時の技術的内容や地域の個人、団体等が行う催事の舞台づくりを経験豊富な舞台技術職員が支援（無償）します。

（イ）利用者への積極的なサポート

施設のご利用に際しては、安全、安心は基より、円滑に催事を開催していただけるように、施設の設備・機構を熟知した舞台技術職員が、プランづくり、助言、指導等積極的なサポートを行います。

（ウ）文化芸術活動者に対する支援について

地域の文化芸術団体・アマチュア団体・公共団体等が会館以外（県内各地）で、文化芸術公演や発表会を開催される場合には、日程調整の上、舞台技術（照明・音響など）・演出等に関する助言・指導等の技術支援を行います。

（エ）県内文化施設及び教育、行政機関に対する支援

県内文化施設及び行政機関に対して、施設の建替え、設備改修、更新等の計画・立案をする際に、舞台設備や専門機器の技術動向や運用・維持管理に関する情報の提供及び助言、提案等を行うことで、県内文化施設の運用・維持管理に有効な技術支援を行います。

（オ）舞台技術講座

地域の文化芸術団体や高校演劇部等においては、日頃の練習活動や発表会、自主公演の際には、舞台に関する知識や技能を持った裏方スタッフを内部的に養成・確保しておくことは、団体独自の活動の幅を広げるとともに、後継者の育成等にとって重要な課題です。

当財団では、知識・経験の少ない学生を対象とした舞台技術講座を開催し、舞台に関する基礎知識から舞台づくり、照明・音響機器の操作方法、道具製作、安全作業等について、実技を交えて指導を行い、次代を担う裏方スタッフの養成を図ります。

また、一般の活動団体や活動者については、個別に対応することで、ニーズに沿ったきめ細かな支援を行います。

エ その他の取組

（ア）アートマネジメント関連図書の提供

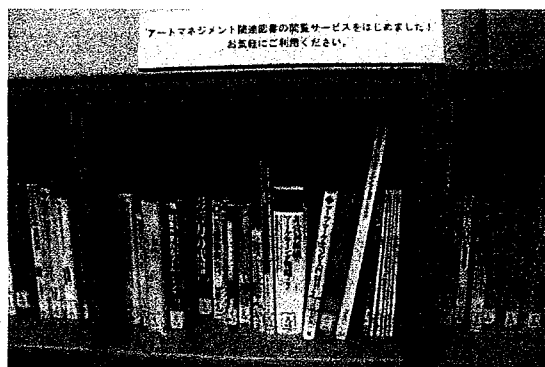
広く県民の皆様には、アートマネジメント能力の向上とレベルアップに役立ていただくとともに、県内文化の振興の一翼を担う文化施設職員のマネジメント能力向上のため、倉吉未来中心が保有するアートマネジメント関連図書の利用を積極的に図ります。

■対象者

県民
県内文化施設職員及び文化振興財団職員

■図書の種類

- ・アートマネジメントに関する図書
- ・舞台芸術ジャンル別専門書
- ・舞台技術に関する専門書
- ・その他文化芸術に関する図書



【アートマネジメント図書】



【ジャンル別図書内容（一例）】

- 法律、文化政策・アートマネジメント、ボランティア、企業メセナ等
- 広報・マーケティング、アウトリーチ、ワークショップ、表現教育等
- 音楽、演劇、古典芸能等
- 舞台技術、その他芸術ジャンル等

(イ) 鳥取県総合芸術文化祭（とりアート）中部地区企画運営委員会事務局の運営と推進

当財団では、平成22年度から「とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）」中部地区企画運営委員会の事務局を担い、「県内の文化芸術活動の裾野拡大」「頂点の伸長」「人材育成」という目的達成に向けて、県民の皆様とともに取り組んでいます。平成31年度以降においても、事務局運営を行いながら、財団職員が経験年数の少ないアートマネジャーや企画運営委員の後見役となり、**アートマネジメントの手法を伝播**させて、地域の文化芸術の活性化や交流の輪を引き続き広げます。

また、平成26年度開催の第14回全国障がい者芸術・文化祭の成果を踏まえ、障がい者と健常者との共生を目的とした事業を拡充するとともに、その政策立案ができる人材の育成にウェイトを置いた事業展開を目指します。

(ウ) 広報活動

従来からのチラシ、ポスターやメディア広告に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、WEB、メールなども活用し、効率的で計画性のある広報活動を実施して新規顧客獲得を図り、愛好者の拡大に繋がります。

また、平成28年度からは、財団主催公演のチラシやポスターを貼っていただく協賛店舗、企業を募る「鳥取県文化振興財団アートステーション」制度を立ち上げるとともに、コンビニ等でチケットが購入できる販売システムを導入する等、広報手段の拡大を講じています。

(エ) 鑑賞者開発

チラシや広報誌、SNS等において新しい切り口で事業を紹介します。また、学生を中心とした若年層や、高齢者が文化芸術を通して、社会と地域との繋がりを深めるようなプログラムなどを引き続き構築し、鑑賞者の開発を行います。

また、中部地域においては、繋がりの弱い県西部地域や岡山県北部地域等と財団のネットワークを強化することで、独自の販売促進経路の構築を図り、愛好者の拡大に力を入れています。

加えて、今後も継続的に、文化芸術に興味のあるお客様の向こう側にいる潜在的な鑑賞者を掘り起こすため、販売促進活動に取り組めます。

(オ) ユニバーサルサービス導入による愛好者のすそ野拡大

障がい者だけではなく、高齢者や小さなお子さま連れのお客様等に対して、公演を快適に楽しんでいただくために必要なサービスを導入し、愛好者のすそ野拡大に繋がります。

[車イスの無料貸出、車イスの方や体の不自由な方の座席までのアテンド、託児サービス、チャイルドシート貸出など]

(カ) 友の会会員

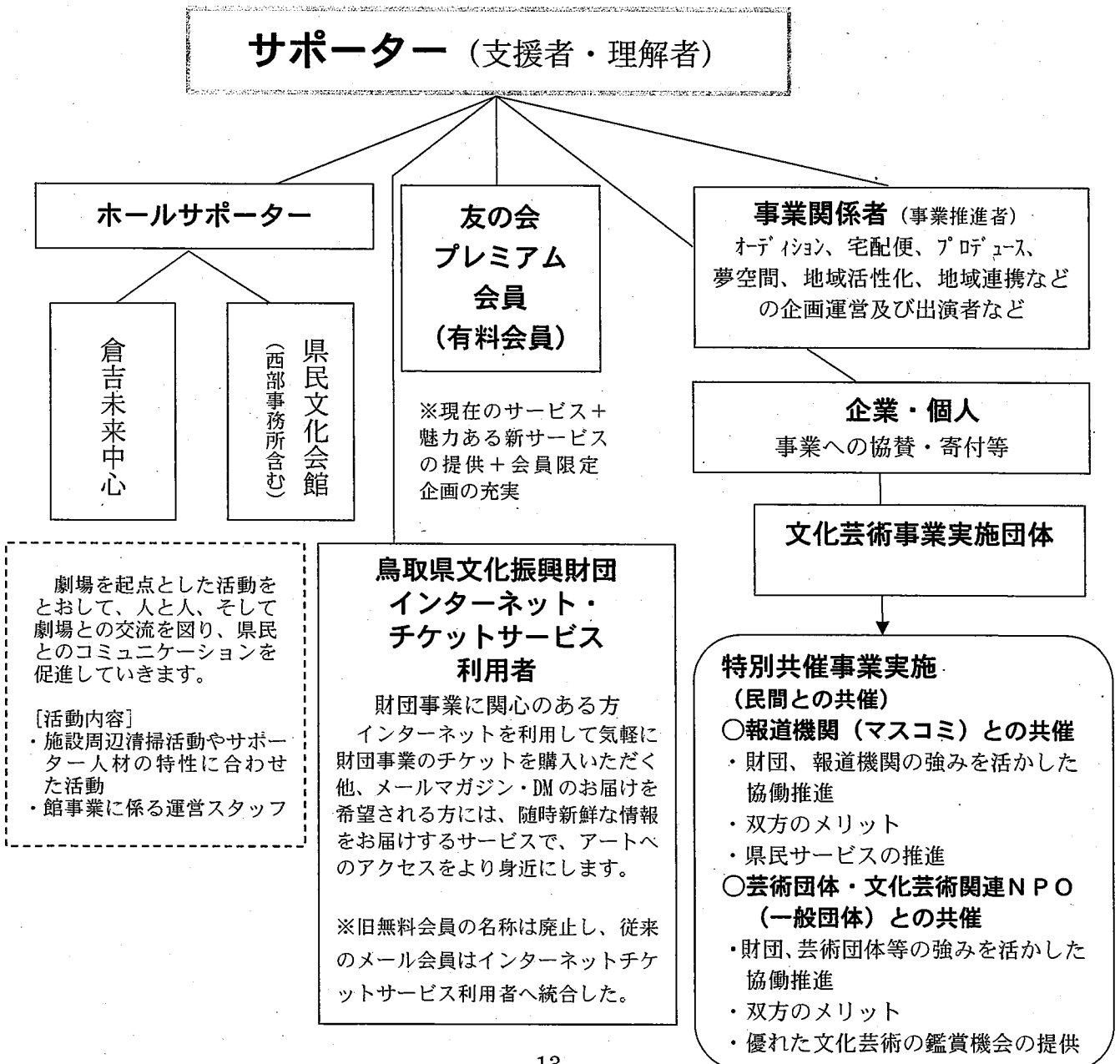
現在、989名（平成30年8月末現在）の友の会会員は、文化芸術に対する愛好者であり、財団を支えてくださっている「支援者」です。財団のサポーターである会員との関係性を深めていくことは組織的にも重要であり、会員の継続、増加に努めています。

新規会員の入会を促すため、魅力的な事業を実施することはもとより、文化芸術への興味関心を高める情報発信など、「将来の支援者（愛好者）を獲得する」という視点からアプローチします。

(キ) サポーター（支援者）の拡大

財団の使命を達成していくため、これまで項目ごとに分けて運営してきたボランティアや友の会などをまとめて“サポーター（支援者・理解者）”と定義付け、その拡大を図ります。

鳥取県文化振興財団サポーター



(4) 施設において行う鑑賞公演に係る考え方（選定方針、偏りのないジャンル構成、これまでの実績を踏まえた今後に向けての改善策や新たな取組等）

ア 基本的な考え方

当財団では、中部地域の文化振興の拠点として、人と人との交流を促進して地域の活性化を図るため、倉吉未来中心において年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に、そしてより深く文化に親しめる事業や、文化活動者がより主体的に参加できる事業を推進すべく、倉吉未来中心に文化芸術事業担当スタッフを配置し、継続して実施します。

倉吉未来中心で行う鑑賞事業については、中部地域における考え方及びポイントに基づき、**県民に優れた舞台芸術作品を鑑賞する機会を提供**するため、引き続き財団主催及びマスコミ等との共催による鑑賞事業を開催します。開催にあたっては、倉吉未来中心を17年間管理運営して培った地域や人とのネットワークを活かし、より多くの方々が文化芸術に触れ、親しみ、参加できるように推進します。

イ 鑑賞事業

(ア) 財団主催

県民が良質の舞台芸術に触れ、感動し、豊かな心を育むことを目的に財団主催の鑑賞事業を実施します。

〈中部地域における考え方〉

倉吉未来中心の中部地域の文化芸術の拠点施設としての特徴や県民、周辺地域（1市4町）のニーズを考慮し、中部地域の活性化や交流を促進する公演を実施します。

(ポイント)

- ・年間3公演を基本に、公演規模により増減を考慮します。
- ・国内外の質の高い舞台公演を選定します。
- ・音楽、演劇、古典芸能等、様々なジャンルの中から選定します。
- ・ホールの特性、地域の現状・ニーズに配慮して選定します。
- ・青少年が良質の舞台芸術に触れやすくするため、小・中学生、高校・大学生料金を低価格で設定します。
- ・公演を鑑賞する機会の少ない県内の福祉施設等に入居する子どもたちなどを招待します。
- ・県民や財団友の会会員の多様なニーズに応えるため、県民がいつでも提案でき、積極的に企画案を受け入れる体制を構築するとともに、選定方法を明確にして事業を決定します。
- ・財源は、入場料収入のほか基金運用益及び各種助成金を活用します。
- ・当財団が導入している業績評価制度を通して、各公演の事業プロセスや事業成果等について総合的な評価を行うとともに、**成果・課題を抽出してその改善案を設定し、他の主催公演や次回当該ジャンルの公演に反映させます。**

(イ) 特別共催

県民が優れた文化芸術をより鑑賞しやすくするため、マスコミ、芸術団体・文化芸術関連NPO等と共催で鑑賞事業を実施します。

(ポイント)

- ・財団のアートマネジメント等の専門的知識とマスコミの持つ情報発信力との協働により、県民に多種多様な優れた舞台公演をより多く提供します。
- ・芸術団体やNPOなどと連携し、団体の自主的な活動の支援を行うことにより、県民の鑑賞の機会増大を促進します。

(5) 地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等（周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した文化芸術事業をはじめとする様々な取組、鳥取県立美術館の建設を見ずえた地域と連携した取組等）

ア 地域連携の考え方

当財団は、倉吉未来中心を鳥取県中部における地域創生の中心拠点として、第3期指定管理期間より「地域との連携・協働」に力を注ぎ、地域活性化事業（楽演祭プロジェクト）に取り組んできました。引き続き、第4期も「地域との連携・協働」に重点を置き、持続的且つ発展的に取り組めますが、これを今一度整理・見直して、コンセプトを明確にしました。地域のこれからの活力ある“まちづくり”、心豊かな“ひとづくり”を目標に、『未来つながるプロジェクト』と題して、地域に根ざした取組を推し進めます。

■地域に暮らす全ての人々が日々充実して活力ある生活を送る、活気溢れる“まちづくり”

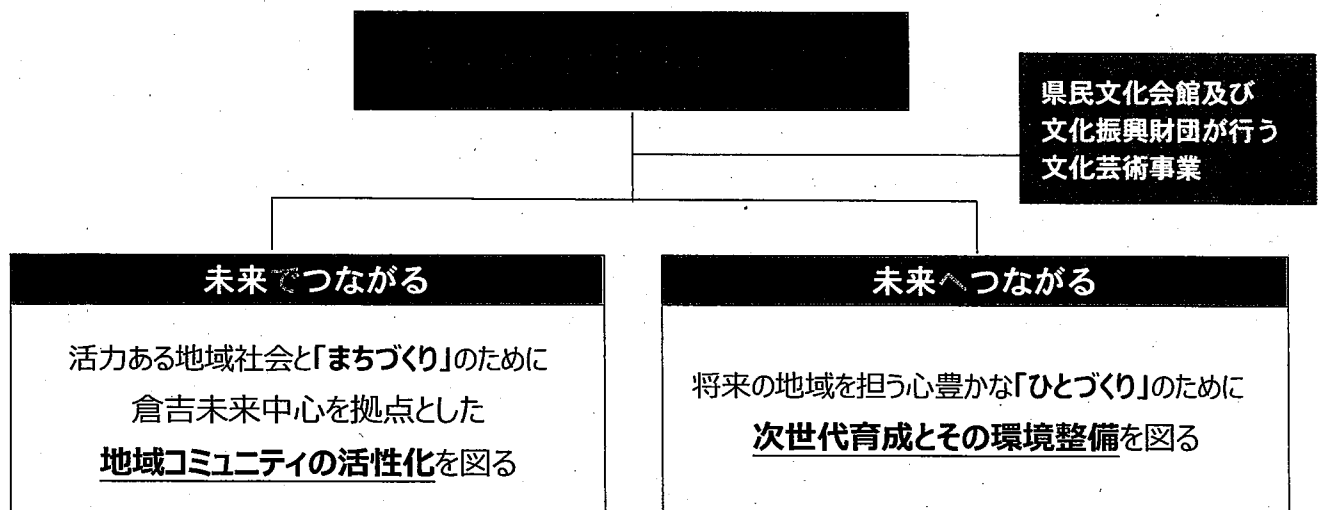
性別、年齢、障がい、国籍、経済状況等を問わず全ての人々が生き生きと暮らせる地域社会の醸成、世代間交流・家族間交流など人と人との交流促進、休日を中部地域で楽しめる場所づくり、地域の企業・団体・活動者の地域参画を促します。

■地域の子どもたちが心豊かに明るく、前向きに生きることを目指す“ひとづくり”

人口減少・人材不足・後継者不足・若者流出の解消、子どもたちを取り巻く環境整備、いかなる環境の子どもも同等に楽しめる機会を提供します。

イ 『未来つながるプロジェクト』のテーマ

『未来つながるプロジェクト』では、私たちの考える“まちづくり”と“ひとづくり”の目標を実現するため、「未来でつながる、未来へつながる」をテーマに、施設の持つ特性と私たちの専門性を活かした文化芸術事業の実施、地域の様々な活動者・団体等や県民文化会館及び文化振興財団が行う事業との連携を図りながら、より地域に根ざした取組を展開し、地域活性化を目指します。



ウ プロジェクトを推進するための5つの指針

① 日常生活に文化芸術を

- 年齢・性別・環境を問わず、文化芸術を気軽に楽しむことの出来る機会の提供・環境整備に取り組めます。
- 多様で質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

② 地域の将来を担う子どもたちのために

- 子どもたちが文化芸術に親しむ環境づくりを、多世代・異業種の協力を得ながら行います。
- 豊かな人間形成の基盤となる子どもたちへの文化芸術体験を充実させます。

③ 地域交流の促進、賑わい創出

- 複合施設の利点を活かし、誰もが気軽に集える「まちの広場」を目指します。
- 文化・観光施設や異業種と連携することで、共に相乗効果を得ながら賑わいの創出に取り組めます。

④ 地域資源の活用、地域文化の保護と伝承への支援

- 地域の伝統や芸術、生活に根付いた身近な文化に目を向け、郷土の素晴らしさを発信します。
- 舞台技術等専門職員としてのスキルを活かし、地域文化を守り伝える取組を支援します。

⑤ 地域の多様で自主的な活動を支援

- 地域住民の文化芸術に対する意欲を応援し、生き甲斐づくり・仲間づくりを支えます。
- 文化芸術の専門職員として培ってきたノウハウを提供し、活動のレベルやスキルアップを支援します。

エ 具体的な取組とその内容

【まちづくりの取組】

(ア) 鑑賞

- 文化振興財団主催事業、マスコミ等特別共催事業

(イ) 交流促進・賑わい創出

- ステージ・ワークショップ

誰もが気軽に楽しめる多様なジャンルのステージ発表やワークショップ広場を実施します。周辺地域のイベントに合わせ、地域活動者による活動体験フェスタやテーマを設定したコンセプト企画などを織り交ぜて開催します。

- アートギャラリー

地域の活動者や子どもたちによる美術作品等の展示発表機会を提供します。

- 季節イベント企画

季節に応じた館内インスタレーション等を行います。

- 倉吉未来中心サポーター

各人の特技等を活かした多様なメニューで施設運営を支えるサポーターを募り、倉吉未来中心を拠点とした地域コミュニティづくりを推進します。

(ウ) 地域との協働制作

- 地域とのコラボレーション企画

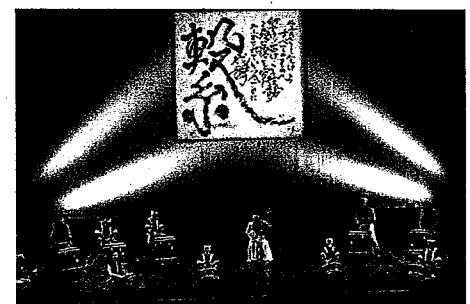
地域活動者との協働ステージ企画や地域文化・資源をテーマにした企画展示などを実施します。

- 倉吉パークスクエア連携企画

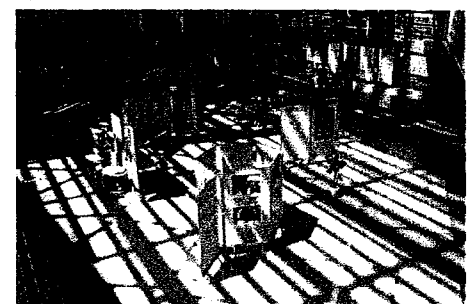
合同での事業実施やそれぞれの特色を活かして事業連携を図り、パークスクエアの賑わいを創出します。



【クリスマスイルミネーション&コンサート】



【和太鼓ネットワークとの連携・協働公演】



【1市4町作品展】

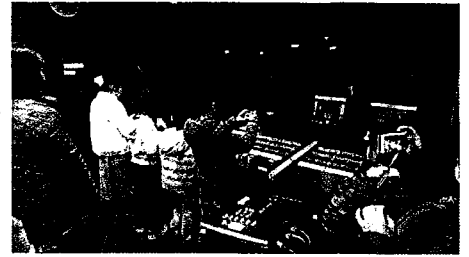
(エ) 施設体験

○施設見学

学校の校外学習や団体単位での施設見学を受け入れます。

○ホールたんけんツアー

劇場専門機器の「操作体験」「席による見え方・聞こえ方の違い」など、親子で楽しみながらホールを身近に感じることができるツアーを行います。



【ホールたんけんツアー】

【ひとづくりの取組】

(ア) 次世代育成

○県民文化会館主催事業

若年層プロジェクト、鳥取県青少年郷土芸能の祭典、とつとりの芸術宅配便、芸術鑑賞教室を実施します。

○乳幼児～小学生向け企画

親子向け企画の「ハッピースマイルコンサート」を継続実施し、子育て世代のニーズに応える多様な企画を提供します。

○施設訪問企画

ホールなどで公演を鑑賞することが困難な子どもたちのために、福祉関係の団体や施設と連携して母子支援施設等への訪問コンサートを実施します。



【ハッピースマイルコンサート】

(イ) 活動支援・普及

○舞台技術講座

学校や教育機関と連携して学生（高校演劇部等）を対象とした舞台技術講座を行い、スキルアップや舞台発表の充実を図ります。

○舞台技術支援事業

従来の舞台技術支援に加え、中部地域の郷土芸能団体及び活動者とのネットワークを構築し、伝承のための取組を支援します。

○イベント相談窓口

文化芸術、舞台技術の専門職員として、施設の利用者や地域の活動者等に舞台づくりやアートマネジメント全般のノウハウを伝え、地域を支える人づくりを行います。



【コンサート後の楽器演奏体験】



【舞台技術講座】

**オ 第4期指定管理期間 『未来つながるプロジェクト』実施計画
(文化振興財団実施事業・県民文化会館実施事業を除く)**

【平成31年度～平成35年度『未来つながるプロジェクト』実施計画】

内 容		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
【まちづくりの取組】	交流促進・賑わい創出	○	○	○	○	○
	地域との協働制作		○		○	
	施設見学・体験	○	○	○	○	○
【ひとづくりの取組】	次世代育成	○	○	○	○	○
	活動支援・普及	○	○	○	○	○

【平成31年度『未来つながるプロジェクト』実施計画】

	企画名	回数	概要
まちづくりの取組	【交流促進・賑わい創出】		
	○みらい楽演祭（仮称）	年5回	「くらよし大市」やなしっこ館入館無料日などに合わせ開催。地元活動者に発表機会を提供して活動意欲を高めるとともに、地域と連携して交流を促進し、賑わいを創出します。 ターゲットやテーマを設けたステージ企画やレクチャー企画として、「〇〇な人のためのコンサート」やシニア層向けの企画などを実施。様々な方々を倉吉未来中心に呼び込み、人と地域の交流や地域コミュニティを拡げます。 様々なアートを一度に体験できる交流企画。地元活動者と”やってみたい人”を繋ぎ、生き甲斐づくりや仲間づくりを支えます。
	○みらいアートギャラリー	通年	誰もが気軽に倉吉未来中心で作品発表ができる機会として実施します。
	○館内インスタレーション	通年	「七夕」や「クリスマス」等をテーマにした参加型の館内装飾を行って地域に発信し、交流促進を図ります。
	○倉吉未来中心サポーター	通年	これまでの活動継続及び新規活動の運営体制を整備します。
	【施設見学・体験】		
	○施設見学ツアー	年3回	小学校や公民館等からの施設見学を募り、公共施設を身近に感じてもらうとともに、施設の利用促進に繋がります。
○ホールたんけんツアー	年1回	舞台設備、照明・音響装置の操作体験やホールでの鑑賞体験などを通じて、ホールを探索します。	
ひとづくりの取組	【次世代育成】		
	○ハッピースマイルコンサート	年2回	中部地域では鑑賞・体験機会の少ない小さな子どもたちを対象としたコンサートを開催し、親子で上質な文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。
	○施設訪問コンサート	年2回	訪問先の状況や要望を踏まえ出演者と倉吉未来中心が事業内容をプログラミングして上質な音楽の公演などを実施します。
	【活動支援・普及】		
	○舞台技術講座	年1回 2講座	舞台・照明・音響に関する知識、技術の習得と、台本を用いた模擬本番により実践感覚を養います。
○舞台技術支援	通年	日程調整の上、要望に沿って、舞台技術（照明・音響・舞台）に関することや、施設の運営・維持管理に関することなどについて、助言・指導、情報提供等を行います。	
○イベント相談窓口	通年	何時でも気軽に企画立案・広報・運営や舞台のプランづくり～オペレートなどに関する相談ができる窓口を開設し、助言・指導等を行います。	

カ 外部資金の活用

『未来つながるプロジェクト』を推進していく上で安定的な財源の確保は必要であるため、地元企業などからの外部資金の活用も検討します。

- 企業、個人などによる事業協賛
- 企業などとのタイアップ
- 公的資金（助成金・補助金等）の獲得

キ 倉吉パークスクエア内各施設との連携

倉吉パークスクエアは、「人・もの・情報」の行き交う地域交流ゾーンとして設置され、倉吉未来中心、鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センターの県立3施設と、倉吉市の管理する倉吉交流プラザ（倉吉市立図書館）、倉吉市営温水プール、食彩館が一体となって複合施設を形成しています。

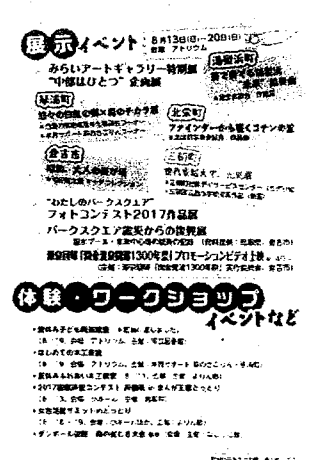
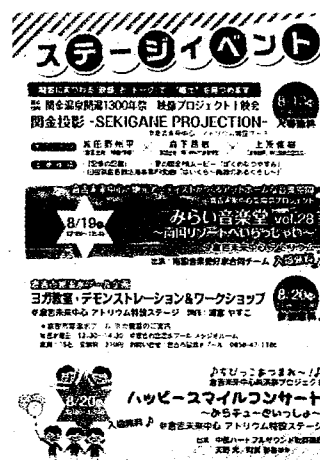
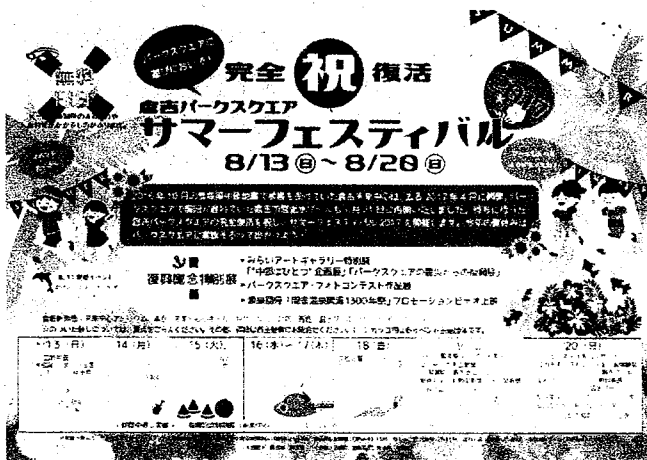
それぞれの施設の管理運営主体は異なるものの、利用者や来館者にとってすべての施設が“倉吉パークスクエア”であり、各施設の情報が共有されてこそ、そこを訪れる人たちが快適で安全に利用することができるものと認識しています。

これら施設を運営する上で重要な、①来館者へのサービス、②施設設備の維持管理、③省エネルギーへの取組、④事故・事件の防止や緊急時の対応、⑤各施設の催物等の状況について、情報を共有し、運営を推進する中でさまざまな連携を図っています。

平成31年度以降も倉吉パークスクエア内各施設との連携を図り、施設が一体となった管理運営を行なって、中部地域の活性化と、より快適で安全な利用者・来館者へのサービスの提供を図ります。

【倉吉パークスクエア内各施設と連携して行う取組】

「倉吉パークスクエア連携企画」の実施（事業の共催、連携）	合同での事業実施やそれぞれの特色を活かして事業連携を図り、パークスクエアの賑わいを創出します。
「倉吉パークスクエア会議」の開催	公立4施設の施設長と市営温水プール、食彩館の代表者による連絡会議を毎月開催し、情報や状況などの共有を図ります。
防災訓練の実施	火災や地震の際の避難誘導等に備えるための訓練を年2回合同で開催します。
普通救命講習会の開催	人工呼吸や自動体外式除細動器（AED）の取扱等を習得する救命講習会を年1回開催します。
研修の開催	各施設の人権研修や安全衛生研修に相互参加し、職員の育成を図ります。
広報協力	各施設の広報物、印刷物を協力し合って設置・配布します。
美化活動	パークスクエア各施設の参加による敷地内及び周辺歩道のごみ拾いを年2回実施します。
除雪の実施	降雪時、出入口等の除雪をします。



【倉吉パークスクエア サマーフェスティバル 2017 (チラシ)】

ク 鳥取県立美術館の建設を見ずえた地域と連携した取組

鳥取県立美術館が隣接地に建設されることから、美術館と倉吉未来中心並びにパークスクエアの施設との連携は、地域の活性化や交流促進にとって不可欠であると考えています。

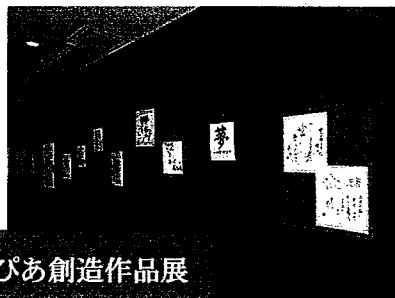
これまでの倉吉未来中心の管理運営において、当財団は様々な美術関連の事業にも取り組んできましたが、美術館の開館までに地域と連携した取組をさらに推進して環境を整え、この気運を地域とともに盛り上げます。

- 周辺施設等との連携をより活性化して、人や情報の流れをつくり、地域を繋ぎます。
 - 「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」の取組との連携を図ります。
 - 教育機関や美術関係の団体、施設などとの相互連携や事業協力を進めます。
 - 美術館のプレ事業において、共同開催や広報協力などの連携を図ります。
 - 『未来つながるプロジェクト』の「みらいアートギャラリー」において、子どもたちに作品を発表する機会を提供して創作意欲の向上を図り、美術に対する興味・関心を醸成します。
- また、アトリウムの情報コーナーを改修し、展示スペースを新設して展示機会を増やします。

【これまでに未来中心が取り組んできた美術関連の取組／みらいアートギャラリー】

通常展

一般の活動者、学校の美術部などの発表の場として



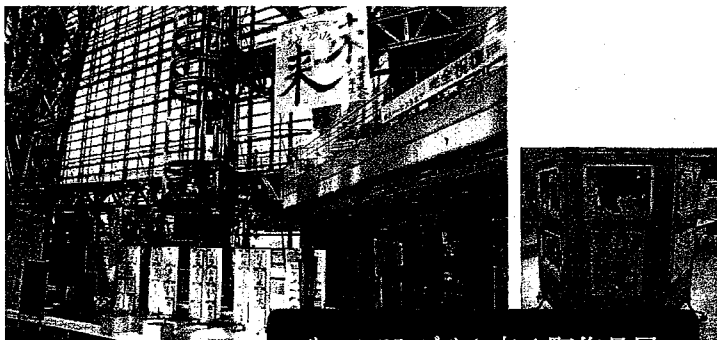
はーとびあ創造作品展



とりたんのクリエイターたち展

特別展

他の企画と連動するなど、テーマ性をもった企画展



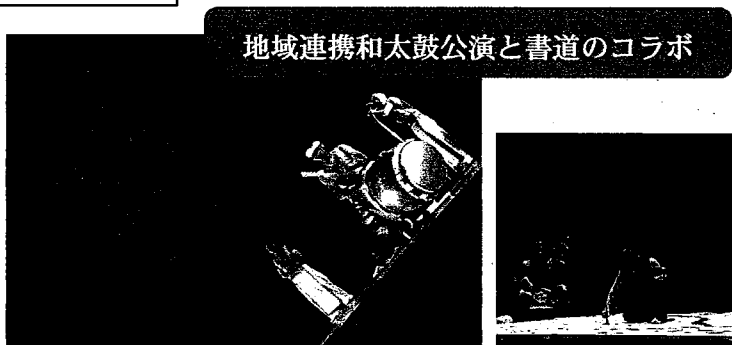
サマーフェスティバル1市4町作品展



音のない山崎まさよしアート展

コンサート
+
AIR地域
活動との連携

その他



地域連携和太鼓公演と書道のコラボ



アトリウム展示スペースの新設

(6) より良い管理運営等のための体制づくりに係る考え方（検討組織の設置や自己評価の手法など）

ア 倉吉未来中心運営懇談会の設置

倉吉未来中心のより良い管理運営を行うために、平成26年度から倉吉未来中心運営懇談会を設置し、年2回開催しています。地域の文化団体や活動者、福祉・医療、教育、観光・地域づくりの関係者に委員を委嘱し、幅広い視点や経験に基づいて、館運営の今後の方向性や文化芸術事業に関する助言・提言をいただいています。その中から地域のニーズや考えを踏まえ、倉吉未来中心の改善や次年度事業に反映させて、**地域と一体になった管理運営**を実践しています。

（平成30年度委員数：9名）

〈運営懇談会での主なご意見とその対応状況〉

- 倉吉未来中心が中部を一つにまとめる仲介役になって、繋げて行ってほしい。
→ 平成29年8月に開催した「倉吉パークスクエア サマーフェスティバル」において、委員の協力を得て、中部地域1市4町と連携した作品展示を行うなど、中部が一つとなるよう取り組んでいます。
- 倉吉未来中心で展示することが喜ばれるのであれば、より愛着を持ってもらうためにも、活動する場をもっと提供してほしいと思う。
→ みらいアートギャラリーの特別展を復活させて、展示の機会を増やしています。
- 子どもたちの受動喫煙を防ぐために、出入口付近の喫煙場所を移動してほしい。
→ 受動喫煙の影響がない場所に移動しました。

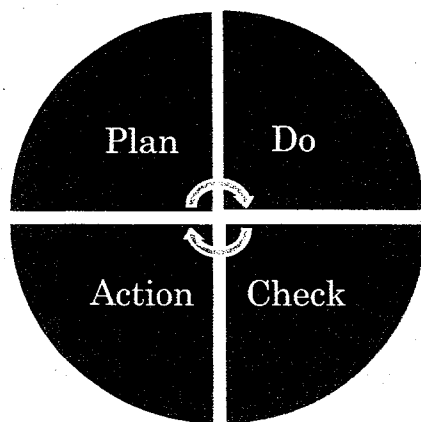
イ 自己評価手法

自己評価については、目標達成度や実施成果を確認して評価と改善を重ねるため、計画から実施、改善に至るPDCAサイクルを日常業務の中における適切なタイミングで実施します。

評価内容は、「顧客満足度」「施設利用率」「入場者数」といった定量的評価に加え、「事業満足度」「お客様サービス」「施設維持」「組織運営」「環境改善」といった定性的な評価を行い、より良い施設運営を目指します。

〈PDCAサイクル〉

- ①計画 (Plan) →
 - ・施設運営、施設利用サービスに係る目標設定
 - ・環境改善項目、経費節減項目設定
 - ・地域の課題、ニーズに沿った事業立案（目的設定）
- ②実行 (Do) →
 - ・計画に沿った施設運営、事業実施等
 - ・利用者、活動者等サポート
- ③評価 (Check) →
 - ・利用者アンケート、ご意見箱、メール、電話等
 - ・事業アンケート
 - ・事業報告書（成果と課題、今後の方針・取組）
 - ・TEAS（鳥取県版環境管理システム）活動記録



〈各種会議〉

- ・倉吉未来中心運営懇談会
- ・倉吉未来中心安全衛生委員会
- ・TEAS（鳥取県版環境管理システム）委員会
- ・（公財）鳥取県文化振興財団幹部経営会議
- ・倉吉未来中心施設内会議
- ・倉吉未来中心「未来つながるプロジェクト」チーム会議
- ・倉吉パークスクエア会議

- ④改善 (Action) →
 - ・お客様、県民、地域のニーズ等の分析
 - ・改善項目等の策定

2-2 管理の基準

施設の管理にあたり、現在行っているサービスは常に見直しを図りながら公平・公正な施設運営を行います。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現状どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をします。運用に当たっては利用の内容や日程などを十分に確認した上で効率的な作業日程の提案を行うとともに、利用者の利便を最優先して対応します。

会館の各入口は午前8時30分に開錠し、入館できる体制とします。

また、利用施設の貸し出し体制が整っている場合には、利用申込時間の15分前から鍵をお渡しするサービスを継続します。

(2) 休館日の設定

施設を安全かつ適正に運営していく上で、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。

ア 毎月

第1、3、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）

イ 年末年始

毎年12月29日から翌1月3日まで

ウ 臨時開館

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行ないませんが、次のような特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

(ア) 「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。

(イ) 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

(3) 利用料金の設定

ア 利用料金については、利用者の要望や利用料収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。（施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。）

別冊「施設等利用料金表」のとおり

イ 利用料金は概ね現行どおりとしますが、きめ細やかな利用サービスを提供するため、新たに有料サービスを開始します。

別冊「施設等利用料金表」の別紙1「新たな料金設定」のとおり

(4) 利用料金の減免の設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、ホール閑散期の利用促進と県内の文化芸術活動を推進するため、大ホールの割引プランを継続します。

ただし、時間外（22:00～翌日9:00）利用料及び延長（12:00～13:00、17:00～18:00）利用料は減免対象としません。

なお、学校減免については、他団体との公平性を期すため、設備利用料徴収について検討します。

ア ホールを練習又は準備のために利用する場合

ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合は、施設利用料をホールについては、平日の無料区分の1/2に減額します。

イ 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合は、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、アで算出した料金の1/2（10円未満切捨て）に減額します。その場合本番日から1ヶ月前までの期間に行う練習等で、1回に限るものとします。

文化芸術団体	a 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 b 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 c 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 d 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	a 営利を目的としないこと （非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする） b 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること c 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする

ウ 文化活動に練習室・リハーサル室を利用する場合

利用者の文化活動を支援するため、予約の取れない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の1月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

エ 障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の(ア)～(ウ)の基準に該当する心身に障がいや有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

(ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。

(イ) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。

(ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達）の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）

オ 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合には、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から 1 か月前までの期間に行うもので、1 回に限る。）のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。

（ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。）

<p>対象団体</p>	<p>a 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園 b 専修学校 c 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。） ○若葉学習会専修学校 ○あすなろ予備校 等 d 保育所 e 教育関係団体 ○中学校・高等学校文化連盟 ○私立幼稚園協会 ○書写書道教育研究会 等</p>
<p>対象行事</p>	<p>対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の要件をすべて満たすもの。 a 対象団体が主催するもの b 対象団体の代表者（学校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うもの c 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの d 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの e 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと f 幼児、児童、生徒又は学生が文化芸術活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの又は学校（大学を除く。）における部活動に関するもので、次の (a) ～ (c) に該当するもの（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く） (a) 合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、マーチングバンド・バトントワリング、映画、放送、文学、弁論、新聞、文芸、郷土研究、講談、落語、浪曲、漫談、漫才等の芸術 (b) 茶道、華道、書道等の生活文化及び囲碁、将棋等の国民娯楽 (c) 神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、吟詠剣詩舞等の伝統芸能</p>

【減免一覧】

減免項目	減免対象施設	減免額	
ホールを専ら練習や準備のために利用する場合	大ホール 小ホール(平土間で 営利・物販目的での利 用は除く。)	施設利用料平日最低料金の 1/2免除	
県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした 営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する 場合	大ホール 小ホール	施設利用料通常料金の 1/2免除	
文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合(利用 日の1カ月前を経過してからの予約受付に限る。)	リハーサル室 練習室1・2	施設利用料通常料金の 1/2免除	
障がい者、要介護者、難病患者 等の社会参加目的で利用する場 合	すべての施設	障がい者及びその介 護者が利用者の1/2未 満のとき	施設利用料通常料金の 1/2免除
		障がい者及びその介 護者が利用者の1/2以 上のとき	施設利用料通常料金の 全額 免除
		利用者が特定されな い場合	
県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行 う文化芸術に関する行事に利用する場合	全ての施設	施設利用料及び設備利用料 全額免除	
団体事務局サロンを利用する場合	団体事務局サロン	施設利用料通常料金の 1/3~2/3免除	

カ 割引プラン

割引プラン名	割引対象内容	割引率
大ホール1階席のみ利用	大ホールを1階席のみ利用	施設利用料通常料金の本番 料金を 40%割引
大ホール4月・5月平日割引	大ホールを4月・5月の金曜日を除く平日 に利用	施設利用料通常料金の 20%割引
大ホール直前割引	文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日 の2ヶ月前を経過後に大ホールの舞台上の みの練習利用	施設利用料通常料金の 75%割引

※利用料金表は、別冊「施設等利用料金表」の別紙2「割引プラン利用料金表」のとおり

(5) 個人情報の保護への対応

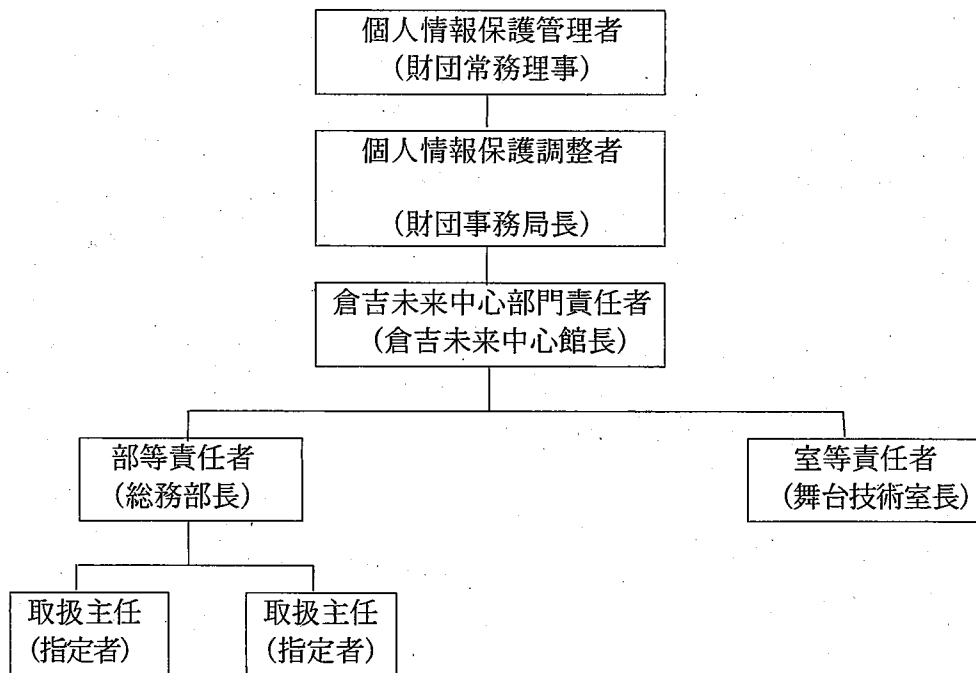
ア 管理体制及び規程の整備等

財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化しており、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報(マイナンバー)についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、その適正な取扱いの確保に努めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器（ファイアウォール機能をベースに、アンチウイルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器）の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取り扱いに努めます。



※管理体制

- 1 「倉吉未来中心部門責任者」は、倉吉未来中心における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱等に必要な措置を講ずる。
- 2 「部、室等責任者」は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 3 「取扱主任」は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部門責任者に報告する。

※苦情処理体制

- 1 倉吉未来中心が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

※決裁権限

- 1 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求どおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 2 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 3 取扱主任は、館長が指定する。
- 4 その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ 公表、閲覧体制

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は倉吉未来中心が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所に備え付けているところです。

(6) 情報の公開への対応

ア 情報開示及び閲覧体制

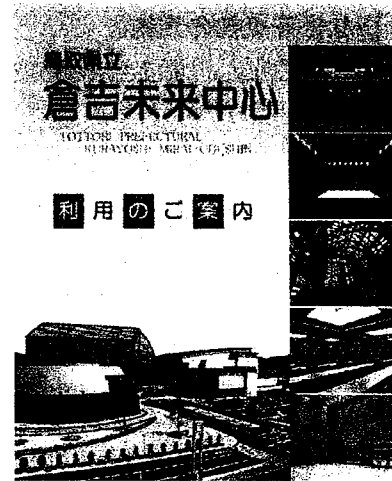
当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して説明責任を果たします。

イ 施設・設備情報、利用手続等の公表

倉吉未来中心ホームページに施設や設備に関する情報、利用手続の方法、料金表、申請書類の様式等を公表し、施設概要や館内バリアフリー情報を充実させ、利用者にわかりやすい内容とします。

また、「利用のご案内」という冊子にまとめ、希望されるお客様に配布します。



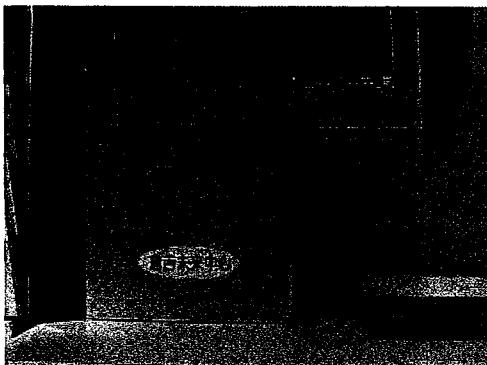
公益財団法人鳥取県文化振興財団

【利用のご案内】

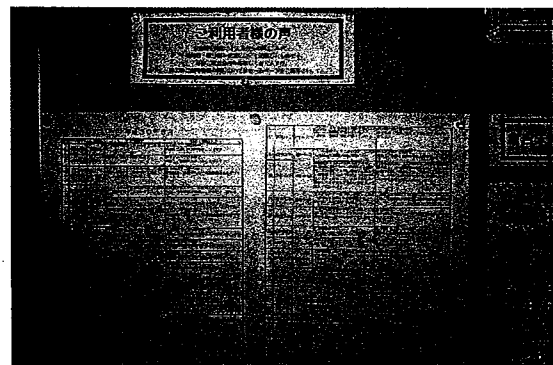
ウ 施設管理等に関する利用者等の声の公表

従来から当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート・ご意見箱等でお受けし、その都度改善できるものは改善しています。

なお、倉吉未来中心に寄せられた意見と、その対応状況については、倉吉未来中心ホームページと館内の掲示板で公表しています。



【ご意見箱／運営事務室前設置】



【ご利用者様の声／館内掲示】

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

倉吉未来中心には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機構・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア 職員の危機管理意識の徹底

全職員が施設設備の不具合が重大事故や火災等の発生など重大な事態につながりかねないとの認識を持ち、些細な異常も見逃さない姿勢を保持するため、「安全衛生委員会」を組織しており、これを主体として、毎月1回の自主点検のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ 適切な保守点検の実施

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ 利用者への適切な使用方法の案内

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用されるご利用者の協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の皆様にご理解、ご協力を求めます。

エ 効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施

施設・設備の維持管理は、保守点検結果等による維持管理に係る情報に基づき、事後保全だけでなく、事前保全、予防保全の観点から行っており、建築設備（消防設備、電気設備、昇降機設備等）、舞台機構設備などの運用面（継続的な稼働）及びコスト削減並びに長寿命化を図っています。保守点検等により明らかとなった不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な視点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を行います。

また、倉吉未来中心は平成13年4月の開館から17年目を迎えており、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、平成22年度に鳥取県との連携により策定（平成28年度再編）した長期修繕計画を基に、中・長期視点での施設・設備の修繕計画を立て、その都度、改修や更新など必要な措置を講じます。

(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア 施設設備の保守点検等

開館から17年余が経過し、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつあるなど、適切な維持管理を行う上で、今後、更に保守点検の重要性はますます高まっていくものと認識しています。このような認識の下、具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

(ア) 専門業者への外部委託

各設備を適法に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

(イ) 適切な保守点検内容の設定

倉吉未来中心に設置されている設備には、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法（内容）が定まっているものも多くあります。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準が保持できるよう、点検回数や点検方法（内容）を定めております。

また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

平成31年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的、安定的に適切な業者を選定し、5ヵ年契約を締結して保守点検を行います。

(ウ) 受託業者への適切指導

a 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する倉吉未来中心職員と受託業者間の意思疎通が重要であり、職員の建築物環境衛生管理技術者等の資格取得を進めるなど、業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、随時打合せや協議・指導を重ねます。

b 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルの嵩上げと遂行能力の向上を図り、ひいては当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

(エ) 利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設利用を止めることとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日を含めるなど効率的に実施し、その影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準の維持を図ります。

イ 清掃業務

基本的な考えは、保守点検業務と共通する部分も多くありますが、特に清掃業務については、利用者の皆様が直接目に触れ、倉吉未来中心に対するイメージを形成する部分を担っており、建物の美観を維持し、建材の劣化を防ぎ、清潔で快適な室内空間を提供することは、県民そして地域の皆様に愛される施設とするためにも、非常に重要な業務です。

このような認識の下、当該業務についても専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により、業務を遂行しますが、大規模施設であり場所によっては利用頻度も大きく異なることから、必要に応じて日常清掃、定期清掃、特別清掃等に振り分けて実施します。

また、上記の通常清掃に加え、環境改善計画（TEASⅡ種）の取組の一環として、施設周辺の落ち葉、ゴミ、雑草の除去等を目的とした職員による敷地内美化活動（月1回程度）を実施します。

ウ 警備業務

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の安全確保と館内に存置されている県有財産等の盗難、滅失防止等、非常に重要な業務です。

当該業務についても、次の内容により専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により、業務を遂行しますが、次の点に配慮して委託を行います。

(ア) 開館時と休館（閉館）時の警備体制

警備業務を効率的に遂行するため、開館日は警備員（1名）による「常駐警備」を7:00～22:30の間で行うとともに、休館日においても「常駐警備」を7:00～19:30の間行います。

また、常駐警備時間以外（19:30又は22:30～翌日7:00）と年末・年始における休館日については、倉吉未来中心設置の警報機器と受託業者の監視センサーによる「機械警備」により対応します。

(イ) 警備内容

a 「常駐警備」にあつては、出入口の管理、不審な入館者の発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、館内・駐車場巡回、駐車場の開錠・施錠・整理等を主な内容とします。

- b 「機械警備」にあつては、館内のガス警報、設備警報、火災警報、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況を確認し、事態の拡大防止を行うとともに、消防署、警察署、緊急連絡者への通報等を行うことを主な内容とします。

エ 庭園維持管理

倉吉未来中心の敷地内における立木等を常に良好な状態に保つため、高・中・低木剪定、樹木施肥、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施します。

また、全国的に樹木の倒木等による事故の発生が伝えられていますが、受託業者と連携して類似事故の発生の防止に努めます。

なお、敷地内の除草作業の一部は、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託により実施します。

オ 駐車場管理業務

(ア) 警備員、職員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盗難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。

また、駐車場で事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするため、ホール利用者等と十分な打合せを行い、誘導員の配置等を促します。

(イ) 冬季における積雪時には、除雪を行う必要がありますが、駐車場の除雪については、対象面積が広いため、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。

また、正面玄関付近の歩道等については、適宜、小型除雪機、職員の人力による除雪作業を倉吉パークスクエア内の施設と連携して実施し、歩行通路の確保に努めます。

(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県の営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経費率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛り等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛りを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行ってまいります。受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めます。

また、当財団が倉吉未来中心と県民文化会館の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、会館との一括発注が可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

(4) 外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあつては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、設備の規模などにより対応可能な県内業者が無いなど、やむを得ず県外業者へ発注する必要がある場合を除き、県内需要の拡大、県内業者の活用を努めることを基本とします。

ア 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等

各設備の適切な維持管理のための特殊な技術と専門性が必要な業務及び自主で実施するより効率的かつ効果的な業務については、それぞれの設備分野において専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。清掃、警備、庭園管理、除雪の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ 電力の調達

電力の調達に当たっては、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し契約を締結します。

ウ その他の業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- ・施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- ・管理運営事務の遂行に関する業務
- ・文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。なお、やむを得ず県外業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議することとします。

ア 選定方針

各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適格な業者への発注に努めます。

- (ア) 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えること。
- (イ) 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- (ウ) 倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- (エ) 有資格者が求められる保守点検においては、倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。

イ 選定方法

当財団は県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程に沿って行っています。従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについては、県と同様、例外的に随意契約により行います。

(6) 委託、工事請負の発注予定

ア 発注予定

番号	内容（業務名）	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	自家用電気工作物保守点検業務	5年		県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため（全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要）
2	消防用設備保守点検業務（消防用設備、非常用予備発電設備を一括発注）	5年		県内	指名競争	
3	冷温水発生機設備保守点検業務 ※	5年		県内	指名競争	
4	運転監視業務（運転監視、空調設備、自動制御設備を一括発注）	5年		県内	指名競争	
5	昇降機設備保守点検業務 ※	5年		県内	指名競争	
6	自動扉・排煙設備保守点検業務	5年		県内	指名競争	
7	情報・通信設備保守点検業務 ※	5年		県内	指名競争	
8	建築物環境衛生管理業務（建築物環境衛生管理、ばい煙濃度測定分析、雑排水・汚水管洗浄を一括発注）	5年		県内	指名競争	
9	電話交換機設備保守点検業務	5年		県内	随意契約	

10	清掃業務	5年	県内	指名競争	
11	常駐警備業務	5年	県内	指名競争	
12	機械警備業務	5年	県内	指名競争	
13	修景施設管理業務	5年	県内	指名競争	
14	館内ネットワークソフトウェア保守管理業務	5年	県内	随意契約	
15	舞台機構設備保守点検業務	5年	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため
16	舞台音響設備保守点検業務	5年	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
17	舞台照明設備保守点検業務	5年	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
18	ピアノ(ベーゼンドルファー)保守点検業務 ※	5年	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため
19	ピアノ(スタインウェイ)保守点検業務	5年	県内	指名競争	
20	ピアノ(ヤマハ)保守点検業務	5年	県内	指名競争	
21	移動観覧席保守点検業務	5年	県内	指名競争	
22	駐車場除雪業務	単年	県内	随意契約	
23	携帯用無線機保守点検業務	単年 (隔年)	県内	随意契約	
24	舞台技術委託業務 (舞台、音響、照明)	単年	県内	随意契約	
25	建築基準法(建築物)点検業務	単年 (3年毎)	県内	随意契約	
26	建築基準法(設備)点検業務	単年	県内	随意契約	
27	建築基準法(防火設備)点検業務	単年	県内	随意契約	
28	建築基準法(外壁劣化診断)点検業務	単年 (10年毎)	県内	随意契約	
29	「未来つながるプロジェクト」業務委託関係	必要期間	県外	随意契約	業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合

概算金額は単年度換算した金額を記載

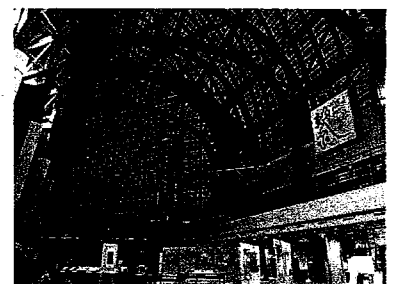
- ※印は県民文化会館と一括発注することにより効率的かつ経費の削減を図ります。
- No.1～13、22の業務については、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センター及びとっとり出会いサポートセンターを含めた一括発注をします。
- 指定管理期間中に発生する建築基準法第12条に基づく建築物及び建築設備の定期点検はNo.25及びNo.26の業務ですが、その他にNo.27(平成31年度以降毎年実施予定)及びNo.28(平成35年度実施予定)の点検業務が予定されます。当財団によって実施する場合は、点検に係る経費負担等について鳥取県と相談しながら進めます。

イ 障がい者就労施設就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	敷地内除草業務	単年	33千円 (1回当り)	県内	随意契約	

(7) 省エネルギー・省資源への取組

省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム(TEAS II)の認証登録がされています。この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の皆様のご理解、ご協力も得ながら取り組みます。



【館内照明ライトダウン】

【主な取組】

ア 電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制

- 電力デマンドは、夏季に全館を利用するようなイベント集中時で最大となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、省エネルギーに繋がります。

イ 施設利用者及び来館者の環境意識啓発を行います。

- 利用施設における冷暖房温度調整
- 節水の協力（流水擬音装置の設置）
- シェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置

ウ 敷地周辺の清掃を通じた環境啓発活動を行います。

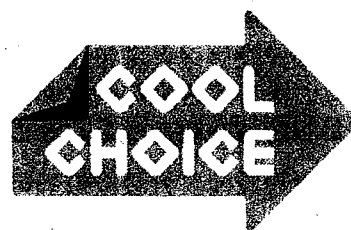
- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動
- 年2回、倉吉パークスクエア内施設への清掃参加を呼びかけ
- 地域の環境推進活動として、県が主催する「全国道の日」一斉美化活動に参加



【倉吉パークスクエア清掃活動】

エ 電力使用量削減によるCO₂排出量削減目標を設定し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 自動販売機コーナーへ自動センサー照明
- 照明器具のLED化
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定
- 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの部分消灯



【「地球温暖化対策のための国民運動」ロゴマーク】

オ 廃棄物の排出量を抑制し、リサイクル・リユースの取組を行います。

- シュレッダーくずを希望者へ提供し、資源を有効活用（牛舎の敷料等）
- ペットボトルキャップを回収し、再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

カ 職員の環境意識の向上のため、環境研修を実施します。

- 年1回、全職員を対象に実施

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

倉吉未来中心では、火災・自然災害・事故・事件等が発生した場合を想定して、利用者・来館者の安全を最優先に確保する為の様々な手段・対策を実践してきました。平成31年度以降の管理運営についても、これまでの手段・対策をベースにしながらより高い安全と予防を図ります。



【消防訓練】

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア 『消防計画』の作成

倉吉未来中心における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、館の防火管理に関して必要な事項を定めた『消防計画』（法令による）を作成しています。

『消防計画』の作成・提出を通して、法令順守はもとより、職員の役割分担を明確化するとともに、危機管理意識の徹底を図ります。

※防火管理者 → 1名配置。その他、防火管理者講習修了者6名を配置しています。

イ 消防・防災訓練の実施

『消防計画』に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送等の消防・防災訓練を年2回（半期毎）実施します。この訓練は、鳥取二十世紀梨記念館、男女共同参画センターと共同で行い、倉吉未来中心全体での消防・防災対策を担っています。また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練・地震訓練（J-ALERT）、地震避難訓練等も実施し、より安全な消防・防災体制の構築を目指します。

ウ 保安設備等の維持管理

(ア) 保安設備（火災報知設備、避難誘導設備、消火設備、非常用発電装置等）の維持管理については、法令で定められた専門業者による点検はもとより、職員による自主点検（毎月）や警備員による館内巡視を行うことで適正な維持管理を行います。

(イ) 建物設備、舞台設備等の維持管理については、専門業者による定期的な保守点検はもとより、職員による自主点検（毎月）を実施することで適正な維持管理を行います。

(ウ) 安全衛生委員会による安全パトロール等で抽出された危険個所に対して、適切な処置を行うことで事故等の予防に努めます。

※安全衛生委員会：7名で構成し、安全衛生推進員（講習修了者）1名を配置しています。

※安全衛生推進員講習修了者：3名在籍

倉吉未来中心安全衛生委員会委員構成

役職	備考（平成30年9月1日現在）
委員長	総務部長
副委員長	総務副部長
委員	舞台技術室主査
委員	総務課主任（安全衛生推進員）
委員	総務課施設管理主任
委員	文化事業課主事
委員	施設利用課主事



【安全パトロール】

エ 利用者への注意喚起

催事前の打合せ時、ホール利用者に『避難経路図』を配布するとともに、火災・災害時の対応等を説明し、防災意識の啓発を行っています。また、各利用施設の要所にも『避難経路図』を掲示し、利用者等の安全と非常時に備えています。

オ 全館禁煙の措置

健康増進法を受け館内禁煙としています。平成20年4月から、鳥取県の「健康づくり応援施設（禁煙認定施設）」となっており、県民の皆様を受動喫煙による健康被害はもとより、火災による被害から守るため、安全快適な環境を引き続き維持します。

カ 『鳥取県立倉吉未来中心 危機管理マニュアル』の徹底

館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的かつ体系的な『鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル』を作成し、これが職員の行動指針となり、一定の対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図るため、他で発生した事象を、常日頃、当事者として危機意識を感じさせるため、新聞紙上等での様々な事象発生の都度、朝礼・終礼で徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚に努めているところです。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの可能な限りの簡素化や一体化、必要事項だけの網羅などといった精査や、訓練等を通じた実効性の検証を継続して行い、危機意識の維持に努めます。

(ア) 『火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアル』の徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、『火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアル』を作成しています。

なお、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう『対応手順』を作成し、その対応に備えています。

鳥取県中部地震での対応を踏まえて、対応マニュアルを見直すなど、さらなる対応能力の向上に努めています。

(イ) 『嘔吐物処理マニュアル』の徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウイルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、『嘔吐物処理マニュアル』を作成していますが、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

(ウ) 『感染症対応マニュアル』の徹底

新型インフルエンザ等の感染症の流行、または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、『感染症対応マニュアル』を作成し、その対応に備えています。

(エ) 『不当行為対応マニュアル』の徹底

不当要求行為（不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為）により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、『不当要求行為マニュアル』を作成し、その対応の心得等を徹底しています。

(オ) 『熱中症対応マニュアル』の徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るため、全職員が迅速に対応できるよう、新たに『熱中症対応マニュアル』を作成し対応に備えています。

『鳥取県立倉吉未来中心 危機管理マニュアル』として一体的に整理

火災、地震、負傷者、盗難、不審物、爆破予告、差別落書き、嘔吐物、感染症、不当要求行為、熱中症等

キ コインロッカーの管理

利用者・来館者の利便を図るためコインロッカーを設置していますが、全国的には事件の現場になっている事例もあります。常駐警備員の館内巡回等による盗難事故の防止や、長期使用ロッカーについては、利用者・来館者に事前に周知の上、保管物を確認するなどして、事件・事故の未然防止に努めています。

ク 『防火優良認定証』の取得

倉吉未来中心は平成13年の開館以来、倉吉消防署から「防火優良認定証」の交付を受けています。

ケ 『普通救命講習』の実施

倉吉消防署の救急救命士を講師として、『普通救命講習Ⅰ：心肺蘇生法及びAED(自動体外式除細動器)取扱講習含む』を年1回開催し、全職員が技能の習得に努めるとともに、倉吉パークスクエア内の他施設からも受講者を受け入れることで、倉吉未来中心全体として、利用者・来館者の万が一の場合に適切な対応ができるように備えています。

コ その他訓練、研修会等の実施

警察と合同でソフトターゲットに対するテロ対策訓練の実施や、防火管理者講習、防犯研修会、ユニバーサル研修会、同和教育研修会、不当要求行為等対策責任者講習等を定期的に受講して意識の高揚と技術の向上、応急処置の習得や緊急時対応のスキルアップに努めています。



【テロ対策訓練】



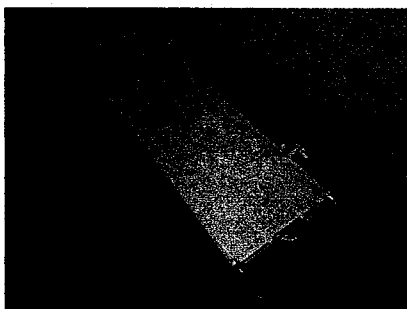
【ユニバーサル研修会】

サ 『緊急時に必要な備品』の整備

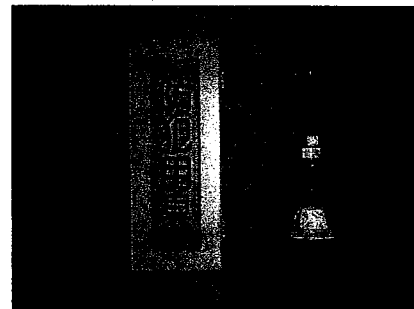
事務室及び舞台袖に緊急時の対応に必要な備品を整備しています。(救急箱、担架、拡声器、簡易ベッド、毛布、懐中電灯、携帯無線機、ヘルメット、防犯用品等)



【救急箱】



【担架】



【ネットランチャー】

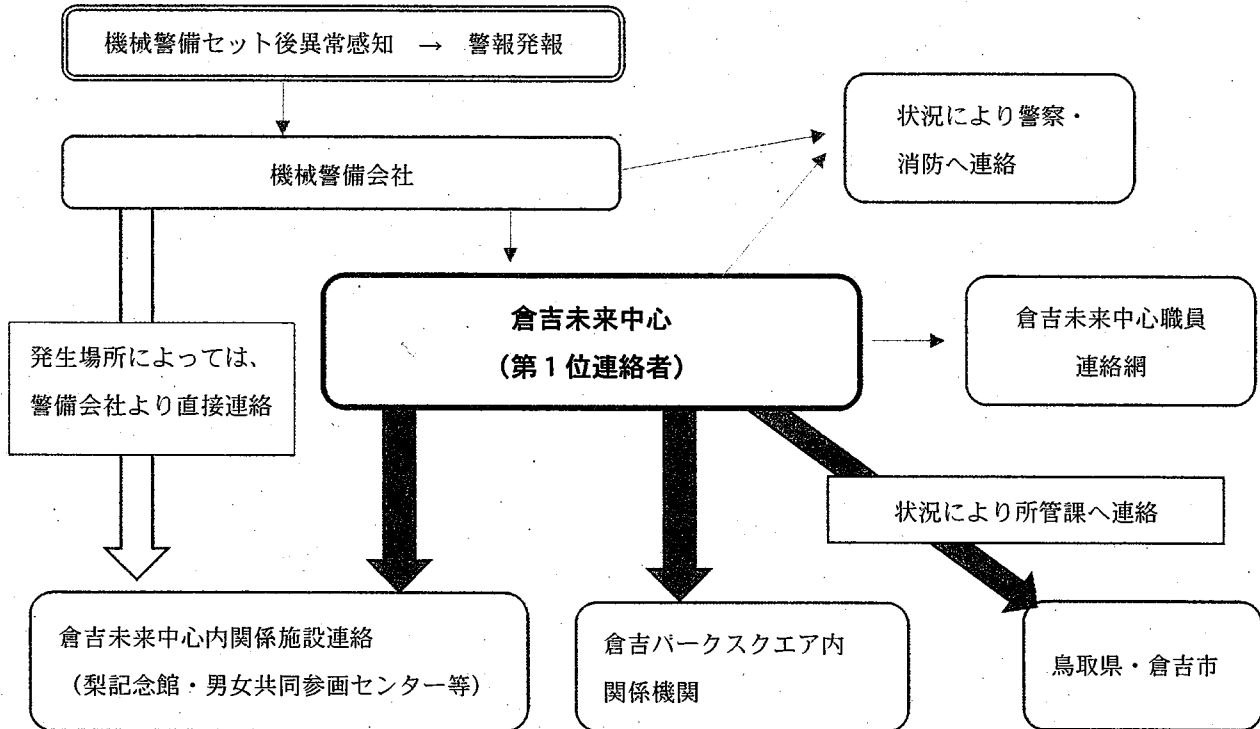
(2) 事故・緊急時の体制・対応

ア 緊急時の体制

『鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル』により、利用者・来館者の安全を最優先に対応します。

イ 夜間緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制は、次のとおり整備しています。



ウ AED (自動体外式除細動器)

倉吉未来中心には救急救命の知識・技術を持つ普通救命 (AED) 講習修了者を配置しています。

引き続き、心肺蘇生法講習、AED講習等を定期的に行い、応急処置の習得・研鑽にさらに努めます。



【心肺蘇生法講習】

エ J-ALERT (全国瞬時警報システム)

利用者や来館者、職員等の安全確保、地震被害等の軽減を図るために設置された本システムを活用して、緊急時に対応できるよう操作訓練や避難訓練を実施するとともに、適切に運用管理します。

オ 指定避難所及び広域福祉避難所の開設

災害時、県からの要請があった場合、倉吉市の指定避難所として開設します。

また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所としても開設します。

災害時の有事の際には、関係各機関と連携し、応急対策の拠点施設としての役割を一層果たします。

(3) 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

県立の公共施設として、利用者・来館者に気持ちよくご利用いただくことを念頭に公平・公正な管理運営を心掛け、トラブルが発生しないよう努めます。

また、苦情の多くは、日頃からの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、決して起こしてはならないことであり、職員研修を強化して防止します。

ア 苦情、トラブルの未然防止

(ア) 「職員の教育の徹底」

利用者等に気持ちよく利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。

- a いつも笑顔で爽やかな対応と清潔な身だしなみ
- b 明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い
- c 心配りのある利用者等の立場に立った対応（電話、窓口業務等）
- d 専門的な知識、技術の研鑽

(イ) 「定期的な施設、設備、備品の点検と巡回の実施」

- a 日ごろから設備、備品の点検を行います。
- b 定時巡回を実施し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の処置をします。

(ウ) 「利用者等の声等への適切な対応」

- a 利用者等からの意見が苦情やトラブルに変わらないように、常に利用者等の意見に耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかに対応を図ります。
- b 施設の利用者等へアンケートを実施します。
- c 運営懇談会を年2回実施します。
- d 職員で苦情内容を共有し、統一理由での対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- e 清掃、警備、日常監視等の受託業者についても、倉吉未来中心のスタッフとして利用者等に接するように徹底します。

イ 苦情、トラブルに対する対処方法

(ア) 「苦情の受付」

- a 苦情内容は、最後までよく聞き「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- b 利用者等に迷惑をかけた場合は、まずお詫びし、その上で説明します。
- c 利用者等と議論するのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

(イ) 「対応」

- a 万一トラブルが発生した場合、速やかに関係先に連絡を行い、迅速な処理に努めます。
- b 処理がすみ次第必ず苦情をいただいた方には結果を伝えます。
- c 寄せられた苦情については、内容、処理結果をホームページ等で公開します。
- d 寄せられた苦情は、県・倉吉市に報告し、必要に応じ指示を受けて対応します。

(ウ) 「原因の究明」

- a 苦情処理報告書を作成し、必ず原因究明を行い再発防止に努めます。
- b 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- c 苦情処理綴りを作成し、管理運営に活かします。

(4) その他

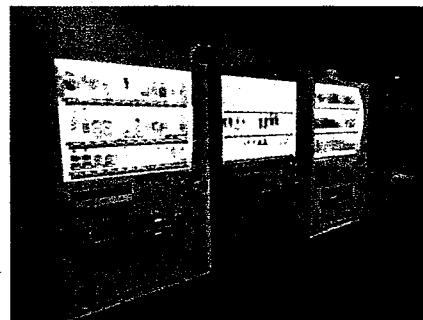
ア 自動販売機の設置

利用者・来館者の利便を図るため、自動販売機を引き続き、館内に設置することとし、設置業者の決定にあたっては、公告によるコンペティション方式により平成31年度から5ヵ年間の複数年契約を締結します。

また、飲料については県内産商品の販売を促し、自動販売機のユニバーサルデザイン対応や省エネルギー・静音等の環境対策、災害時飲料提供機能付などを審査基準に設定します。

設置場所、設置台数は現行どおりの4カ所に8台設置します。

なお、設置台数のうち1台は、障がい者就労施設への委託を検討します。

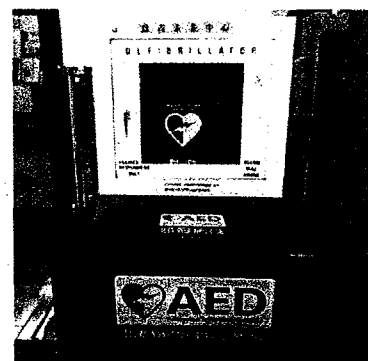


【自動販売機】

	設置場所	設置台数
1	アトリウム休憩コーナー	3台
2	アトリウムなしっこ館横ロッカールーム内	2台
3	2階セミナールーム棟	2台
4	大ホール楽屋	1台

イ AED（自動体外式除細動器）の取扱い

倉吉未来中心会館に設置されているAED（自動体外式除細動器）については、本仕様書において定期点検等の実施が義務付けられており、自主点検を行っています。今後、専門業者への外部委託が必要と判断される場合には、外部委託により点検を実施します。



【AED（自動体外式除細動器）】

ウ 県及び各市町村との連携等

(ア) 事故・事件・緊急時等の連携

火災、地震、その他災害の発生のほか、防犯（不審者・不審物等）、差別落書、嘔吐物処理、感染症、不当要求行為、熱中症等の対応時には、県や倉吉市をはじめとする関係機関への速やかな連絡・報告とともに、必要に応じて協議や指示を仰ぎます。

(イ) 災害等の有事の際の連携

倉吉未来中心は、災害対策基本法に基づく、倉吉市の指定緊急避難場所であり、また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所にも指定されていますので、災害等の有事の際には、各関係機関と連携し、避難者等の応急対策の拠点施設としての役割を果たします。

2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針

お客様からのご意見・ご要望は、施設に関することや職員の対応に関すること、実施事業に関することなど多岐にわたります。それらは、今後の管理運営のための大切な財産と捉え、施設で対応できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものについては県に要望等をします。

ご意見・ご要望への対応方針・改善策は職員全員が共有し、今後の運営に反映させます。また、ご意見・ご要望の回答は、ホームページ及び館内掲示で公開します。

(1) 要望の把握方法

ア アンケート実施

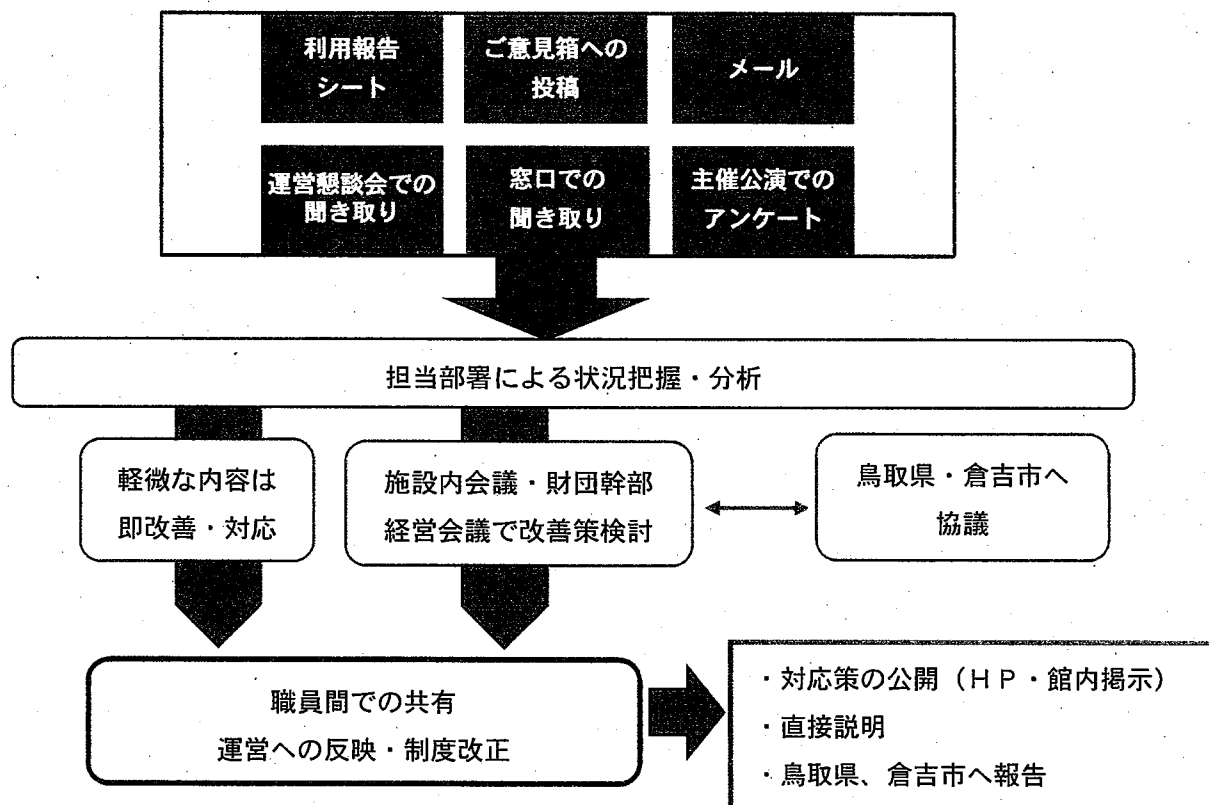
施設の利用者には、利用後に「利用報告シート」をご記入いただき、利用に際してのご意見や感想を伺います。利用後の鍵返却時にご提出いただいた利用報告シートのご意見は、その場で利用者へ詳細を確認する体制とします。利用者以外の来館者の要望も伺うため、「ご意見箱」を館内に設置しています。このほか、窓口、電話、FAX、Eメールでも随時、ご意見・ご要望を頂戴し、主催公演でも鑑賞者へのアンケートを実施しています。

イ 倉吉未来中心運営懇談会

運営懇談会でいただいたご意見・ご提案も施設運営に反映させます。

(2) 対応方針

お客様からのご意見・ご要望は、次のとおり対応します。

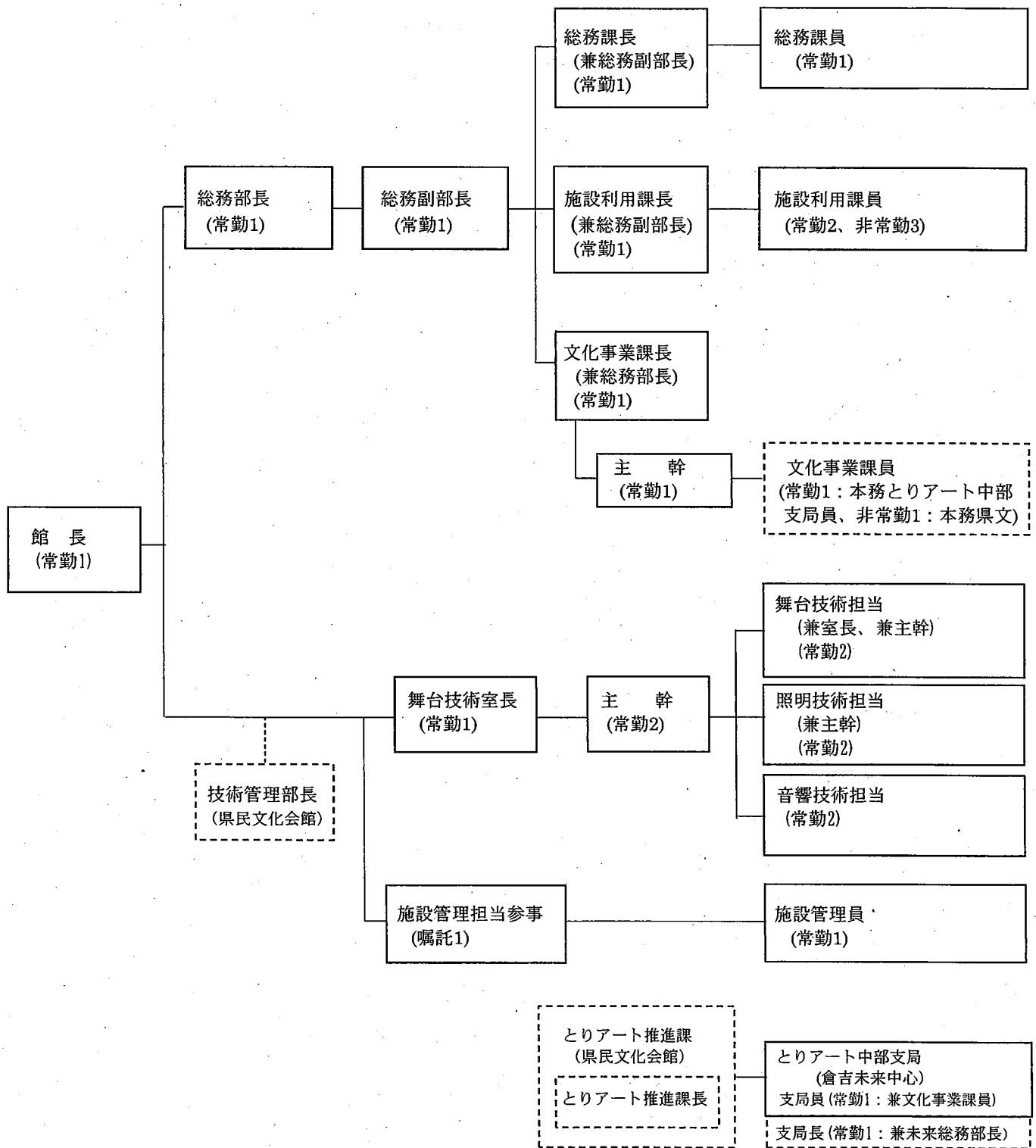


(3) 利用報告シート結果

過去4年間でいただいた施設の利用報告シートのアンケート結果では、99.5%の利用者の皆様が施設や職員の対応について満足されています。

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織



※上記組織は、その年の重要課題等を推進する上で、参事、副部長、副室長等の職を設けることがあります。また、職員の人事異動等に伴い、常勤・嘱託・非常勤の別その他若干の変動が見込まれます。なお、県移管事業の職員配置は県の予算決定により変動するとともに、事業の受託に伴う職員の配置は含まない組織図としています。

ア 実施体制の考え方

(ア) 実務執行体制

当財団では、第3期指定管理までにプロパー職員が要職を担う体制づくりと併せ、全県の文化振興を図る使命を果たすため、効率的で実効性のある実務執行型の組織体制により業務を遂行しています。

これからも、これまで培ってきた管理運営や、企画のノウハウを基盤に、専門知識のある職員を適材適所に配置し、この体制を強化します。

(イ) 中部地域の文化芸術事業実施体制

中部地域における文化芸術事業を実施していくための専門部署として、文化事業課を県民文化会館企画制作部の駐在組織として位置付けているところです。中部地域の文化振興を推進する上でも組織の強化は必要と考え、同課職員を4名体制として事業の展開を図ります。

(ウ) 組織体制

a 施設利用対応・管理部門

施設利用者対応は、県立施設の適切な利用許可、サービスの提供など、県民の皆様と直接関わる部署です。経験年数豊富な職員を含めたローテーション勤務でより良いサービスを実現します。

施設の保全是、第3種電気主任技術者等の資格を有する職員を配置し、中長期的な視野で効率的な施設の維持・管理を行います。

総務担当職員は、公益法人会計の経理経験を積んだ職員を配置し、法令遵守に基づく会計処理を行います。

b 文化芸術事業推進部門

文化芸術に係る事業を推進していく上で、アートマネジメント能力やコミュニケーション能力、並びに芸術分野の専門的知識を有した人材が求められます。(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する研修会等に積極的に参加して知識を習得するとともに、文化芸術事業推進の経験豊富な職員が中心となって、地域のコーディネーター役として文化振興を図ります。

c 舞台技術部門

舞台技術部門は、実務経験豊富で、様々な資格を有した職員が運営に当たるとともに、利用者、文化活動者への技術支援を継続します。

(エ) 技術管理部の設置

財団企画のプロデュース創作公演や公共文化施設、教育、行政機関などへの柔軟な支援体制がとれるよう財団に技術管理部を置き、専門職員による円滑な人的運営を図ります。

(オ) 課長会議・課会(室会)の開催

各部署はローテーション勤務のため、業務を円滑に進めるためには、常に情報共有が必要です。毎月、課長以上による「課長会議」を開催するとともに、部署ごとの課会、室会を定期的で開催することにより、業務の進行管理や問題の早期解決を行います。

(カ) 幹部経営会議の開催

運営上特に重要な事項について、内部の意思決定の明確化及び情報の共有化を図るため、全管理職参加の「幹部経営会議」を毎月開催しています。幅広い考えの導入と管理職員の経営参画の意識を確立します。そして、その内容については全職員に周知して情報の共有を図り、全職員により一体的に運営します。

(キ) 男女共同参画の推進

現在、当財団の業務執行における女性職員の重要性は、ますます増していますが、今後も管理職登用に向け、指導・育成に努めます。

また、「イクボス・ファミボス宣言」をしており、長時間労働の削減、休暇制度等の積極活用等、男女がともに働きやすい職場づくりと、ワーク・ライフ・バランスの実践に取り組んでいます。

イ 施設長人選の考え方

現在、プロパー職員が士気を高く保ちながら職務を遂行していくため、プロパー職員が施設長職を担う体制を敷いているところです。引き続き、プロパー職員の幹部養成に努めます。

(2) 職員の職種等

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容 (担当業務の経験年数) ※平成31年4月1日想定：職種(職名)の経験年数	資格等	人件費(千円)
館長	常勤	21日	○館の最高責任者として館運営を総括する (3年)	—	
総務部長	常勤	21日	○部の総括等及び職員の人事サービスに関すること等 (7年)	—	
総務副部長	常勤	21日	○総務部長を補佐し、部員との調整に関すること等 (5年)	—	
総務課長(兼)	常勤	21日	○課の総括、関係機関との連絡調整及び予算・決算に関すること等 (7年)	—	(総務副部長兼務)
総務課員(主任)	常勤	21日	○会計経理、物品の出納保管に関すること等 (8年)	—	
施設利用課長(兼)	常勤	21日	○課の総括、施設の利用計画・利用促進、減免制度に関すること等 (3年)	—	(総務副部長兼務)
施設利用課員(主査)	常勤	21日	○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関すること等 (2年)	—	
施設利用課員(主事)	常勤	21日	○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関すること等 (3年)	—	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・総合案内に関すること等 (5年)	—	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・利用広報に関すること等 (3年7月)	—	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・利用統計に関すること等 (1年)	—	
文化事業課長(兼)	常勤	21日	○課の総括、県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の総括及び当該事業の実施に関すること等 (7年)	—	(総務部長兼務)
文化事業課主幹	常勤	21日	○県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施に関すること等 (2年)	—	財団経費
文化事業課員(兼)(主事)	常勤	21日	○県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施に関すること等 (4年)	—	(とりアート中部支局員兼務)

文化事業課員 (県文本務)	非常勤	20日	○県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施に 関すること等 (1年)	—	—
とりアート中部 支局長(兼)	常勤	21日	○とりアート中部支局総括に 関すること等 (7年)	—	(総務部長兼務)
とりアート中部 支局員(主事)	常勤	21日	○とりアート中部支局業務に 関すること等 (2年)	—	県補助金 (文化事業課員兼務)
舞台技術室長 舞台技術担当(兼)	常勤	21日	○室の総括、職員の安全管理・技術力育成指導に 関すること等 (5年) ○舞台技術の相談・助言・提供、舞台設備の利用及び 舞台関係設備の保守管理に 関すること等 (5年)	—	
舞台技術室主幹 舞台技術担当(兼)	常勤	21日	○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に 関すること等 (7年) ○舞台技術の相談・助言・提供及び舞台設備の利用に 関すること等 (7年)	—	
舞台技術室主幹 照明技術担当(兼)	常勤	21日	○舞台技術室長を補佐し、舞台技術職員との調整に 関すること等 (1年) ○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に 関すること等 (11年)	—	
音響技術担当 (主査)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に 関すること等 (4年)	—	
音響技術担当 (主査)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に 関すること等 (1年)	—	
照明技術担当 (主任)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に 関すること等 (1年)	—	
施設管理担当参事	常勤	21日	○施設設備の保守点検に 関すること等 (0年)	—	
施設管理員(主査)	常勤	21日	○施設設備の保守管理に 関すること等 (0年)	—	
計					

※県委託料ではなく他の財源(運用益)から充てる職員も含んでいます。

(3) 日常の職員配置

ア 職員配置の考え方

労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守し、県民、利用者の皆様の施設として満足していただけるよう、サービス水準の維持向上と経費節減などに考慮した効率的な職員配置に引き続き努めます。

イ 中間時間対応者の配置の充実

手薄になりがちな昼間(12:00~13:15)の時間帯及び夜間(18:00~)以降の受付時間(17:30~18:00)帯の勤務シフトを充実し、利用状況に併せた利用者サービスの向上に努めます。

ウ 夜間受付対応者の配置

夜間利用や夜間受付事務への対応などのため、夜間受付対応者(遅番)を22:00まで2名以上配置します。防犯上、うち1名は男性職員を配置します。

エ 受付事務のバックアップ体制

受付事務には、原則として施設利用課の職員が対応しますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務部の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、お客様へのサービス向上に努めます。

オ 役職者の配置

当日の利用申込の審査や利用者等からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時（8:30～17:30）には、原則として課長級以上の役職者を配置するようにします。出張、病欠等が重なり、いずれの者も配置できない場合においても、主幹級以上の職員を必ず1名以上配置します。

カ ホール利用対応者の配置

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込を行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制においては対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、県民文化会館の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置により対応します。

キ 施設設備の維持管理対応者の配置

館内の適切な維持管理業務を行うため、原則として日中時（8:30～17:30）には施設管理担当職員を1名配置します。

また、通常、運転監視業務受託業者の監視員1名を常駐させますが、ホールにおいて大規模催事が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設管理担当職員1名も配置します。

※「職員配置の記載の参考例」は別紙（資料2）のとおりです。

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用について、当財団は常用労働者45.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を県民文化会館勤務で雇用しています。会館業務の全般に関わる補助業務に携わり、一員を担っており継続して雇用します。

また、高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しているところです。年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するなどのため、今後、検討することとしています。

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者	総務課員	非常勤職員	20日	総務・施設利用・企画制作等の補助業務に関すること等	1	
	計				1	
高齢者	—	—	—	—	—	
	計				0	

(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

平成30年9月1日現在

実務年数	人数	主な実務の内容
3ヵ月 (他所で34年経験有)	1	施設設備の維持管理、保守点検受託業者への指導
2年	1	〃

イ 維持管理業務に関する資格の保有状況

平成30年9月1日現在

資格の名称	資格の概要	人数
第3種電気主任技術者 (国家資格)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が法律上必ず置かねばならない電気保安の確保のための技術責任者。第3種：50,000V未満の電気工作物の保管監督ができる。	1
防火管理者（講習修了）	消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者。	7
甲種消防設備士第4類 (国家資格)	消防設備士：消防法に基づき、消火器やスプリンクラー設備などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、救助袋などの避難設備の設置工事、点検整備を行うことができる。 甲種第4類：自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備の工事、整備及び点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第1類 (国家資格)	乙種第1類：消火栓の整備及び点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第6類 (国家資格)	乙種第6類：消火器の点検をすることができる。	1

(6) 文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア (公社)全国公立文化施設協会、(一財)地域創造、その他団体が実施する研修会への過去3
か年の参加実績

(公社)全国公立文化施設協会関係		平成30年9月1日現在
・全国公立文化施設協会研究大会	・全国劇場・音楽堂等技術職員研修会	
・全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会	・全国公立文化施設協会近畿ブロック舞台技術研修会	
・全国公立文化施設協会中四国ブロックアート マネジメント研修会	・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研修会	
	・全国公立文化施設協会中四国ブロック舞台技術研修会	
(一財)地域創造関係		平成30年9月1日現在
・文化政策幹部セミナー	・ステージラボ「公立ホール・劇場マネジャーコース」	
・ステージラボ静岡セッション	・地域劇場のためのアートマネジメント研修会	
その他団体関係		平成30年9月1日現在
・愛知県舞台技術者セミナー	・島根県公立文化施設協議会舞台技術研修会	
・島根県民会館アートマネジメント研修会	・鳥取県文化施設協議会自主企画事業及び施設管理業務合同研修会	
・鳥取県文化施設協議会舞台技術研修会	・小規模都市における公共ホール職員のための現職研修	

※文化芸術及び舞台技術に係る主な研修のみ記載

その他、下記の管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねています。

研 修 会 名	
・会計事務基礎的業務向上研修	・労務管理セミナー
・接遇・クレーム対応研修	・女性のキャリアアップ応援セミナー
・産業保健セミナー	・新社会人フォローアップセミナー
・環境マネジメント (TEAS) 研修	・若手社員セミナー

・公益法人税務・会計セミナー	・安全衛生推進者養成講座
・あいさポーター研修公開講座	・KYT（危険予知訓練）研修
・新入社員（雇入れ時）安全衛生教育	・あいサポートメッセンジャー養成研修会
・人事管理者セミナー	・衛生管理者等研修会
・働く人のための労働セミナー	・電気取扱い業務（低電圧）に係る特別教育
・ヒューマンエラー防止対策研修	・ユニバーサルデザインセミナー
・TEASリフレッシュセミナー	・障がいのある方とともに働くためのセミナー
・公正採用選考人権啓発推進員研修会及び働きやすい職場づくり支援セミナー	
・不当要求行為等対策責任者研修	・鳥取県 PPP/PFI 推進地域プラットフォームセミナー

イ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

平成30年9月1日現在

実務年数	人数	業 務	主 な 実 務 の 内 容
14年	1	舞台機構、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
17年	1	舞台機構、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
17年	1	照明担当、舞台機構	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、舞台技術に関する相談・助言・指導等の支援
11年	1	音響、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
7年	1	音響、映像担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響・映像技術に関する相談・助言・指導等の支援
4年	1	照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援

ウ 舞台技術に関する資格の保有状況

平成30年9月1日現在

資格の名称	資格の概要	人数
第3種電気主任技術者 （国家資格）	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保全の監督をさせるための技術責任者。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	1
舞台機構調整技能士（音響） 2級（国家資格）	舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。	1
音響技術者3級 （日本音響家協会技能認定）	〃	1
照明技術者1級 （日本照明家協会技能認定）	照明技術者として必要な知識を持ち、十分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。	3
玉掛け技能者 （国家資格）	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、安全作業上、重量に応じた吊下げ方法やロープの選択、重心を考慮した吊り点の選択が不可欠であり、玉掛け技能は必須。	6
危険物取扱者甲種 （国家資格）	消防法に基づく危険物の取り扱いを行うことができる資格。舞台上のスモークマシン等の危険物を安全に使用するために応用。	1

第2種電気工事士 (国家資格)	一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	4
小型移動式クレーン運転技師 (講習修了)	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、吊下げたセット等を安全に昇降させるために、吊下げ物の周囲との干渉やゆれ、昇降速度等を考慮した運転技能に応用。	1
映像音響処理技術者 (日本ポストプロダクション協会認定)	記録映像等の作品を制作する中で、良質なコンテンツ制作を技術面からサポート作業する技術者。	1

(7) 人材育成

県民、利用者の皆様に高品質のサービスを安定・継続的に提供するとともに、より効率的な運営を推進していくためには、職員一人ひとりの勤務意欲と能力を一層向上させ、人的資源を最大限活用できるシステムづくりが必要であるため、職員研修については体系立て、職員に対する研修の強化をはじめ人事給与制度や勤務評定制度の充実など、人材育成に向けて取り組んでいます。

ア 人材育成のフレーム

限られた人材（人財）を育成するには、中長期的視点に立った計画が求められます。中長期的に人材を育成するには、現在の指定管理者制度は不利な面がありますが、徐々に指定管理期間も長期傾向にあるため、3年～5年を目安に計画を立てて進めています。

組織のミッション及び事業計画を実現するために、どのような能力や価値観を持つ「人財」が求められるのか、まずはイメージし、その方針を「職階ごとに期待される職員像」として定義し、具現化します。

イメージ

施設の設置目的から

県民文化会館＝県民の文化の振興を図る

倉吉未来中心＝人と人の交流を促進し地域の活性化を図る

財団定款から

組織の目的＝県民文化の育成と振興、文化活動の場の提供、自主的な活動の支援、人と人との交流、地域の活性化

心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現

- 上記の目的達成から導かれるホールが担う役割＝貸館から創造へ
(舞台芸術や音楽等を創造、地域の活性化)
- ホール自らが主体となり創造していく拠点施設(創造型施設)となること
- 創造型施設を支えるための専門性を備えた職員の配置＝不可欠な条件

- 求められる職員＝施設や設備が備える可能性や機能を最大限に活かすことのできる専門性

・創造的活動を実践していく上で必要とされる専門性

- その具体：
- ・施設や地域の特色を加味した事業の企画提案できる専門職員(プロデューサー等)
 - ・創造的活動を行うための専門職員(制作、教育普及、広報宣伝、営業等)
 - ・舞台設備の管理だけでなく、舞台設備を有効に活かした創造活動のできる専門職員(舞台監督、照明プラン、音響プラン等の舞台技術者)
 - ・法令・規則に準拠した活動のできる知識と技能(資格)を有し、施設の安全性や非常時を想定した様々な手続きが可能な専門職員

イ 研修の強化

(ア) 接客能力の向上

県民、利用者の皆様へのサービスに直結する受付、応対能力の向上を図るため、効果的な接客研修を全職員対象に実施します。

(イ) アートマネジメント能力の向上

文化芸術に係る事業を推進していく上で必要不可欠なアートマネジメント能力の向上については、(一財)地域創造や(公社)全国公立文化施設協会等の主催する研修等への積極参加により対応します。

(ウ) 舞台技術能力の向上

ホール利用者への技術提供や舞台創造部門を担う舞台技術職員の技術力向上については、(公社)全国公立文化施設協会主催の舞台技術研修をはじめ各地で開催される専門セミナーへの積極参加により対応します。

(エ) 管理職養成の強化

経験年数を経た職員や管理職にある職員への効果的な研修を進めることとし、各種団体が開催する管理職養成講座等への積極的な受講を進めます。

(オ) その他管理運営能力の向上

人権研修、個人情報保護研修、会計事務研修などの管理運営上必要不可欠な各種研修についても、形骸化させることなく常に効果的な内容となるよう充実します。

また、研修の実施にあたっては、スキルアップだけでなく職員の意識改革や研修経費の節減等も視野に入れ、鳥取県公社事業団等職員互助会或いは地域の類似団体との連携による研修の共同実施(各団体に共通する内容のもの)をするなど検討します。

ウ 意欲向上策

(ア) 勤務評定制度の充実

職員の勤務意欲を一層向上させるため、職員の能力や勤務態度・実績等に応じて給与や昇格を決定する制度にしています。本制度については、人材育成の視点にも十分配慮しながら、評定内容の充実、面接指導の実施など個々の職員の能力向上に一層活かします。

(イ) 管理職の執務姿勢自己診断援助制度

管理職の執務姿勢の向上や自己啓発・研鑽に役立てるため、部下職員からの勤務姿勢診断(援助)制度を導入しています。

(ウ) 自己開発支援制度

自己啓発活動助成制度を導入しており、職員自らが業務に必要な研修受講を企画し、また能力向上に資する資格取得を希望する場合に受講費や受験費の助成を行い、職員の積極性を促す環境づくりを進めています。

また、キャリアアップを待遇面へ反映させる仕組みも継続的に検討します。

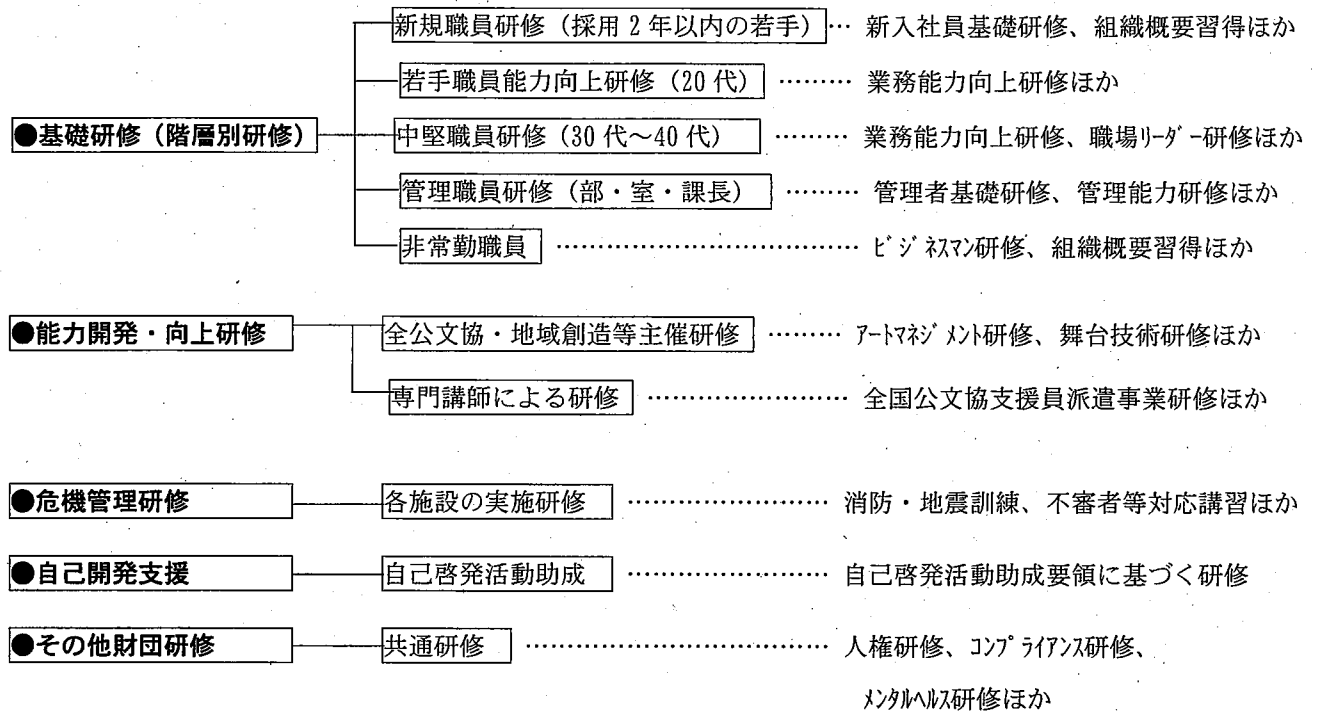
《職員研修システム》

【定義】

a 専門知識・技能 b 対人関係 c 概念化(課題発見及び解決) d 自己スキルアップ

【教育訓練】

a OJT=実地研修 b OFF-JT=外部研修 c 自己啓発=知識・技術スキルアップ



4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

- 項 目： 税務調査（源泉所得税及び復興特別税）
 調査機関： 広島国税局松江税務署（調査日：H29.1.11～13、1.31、2.8）
 対象期間： H25.1月～H28.12月までの源泉徴収関係（納期：H25.2.12～H29.1.10までのもの）
 指導等の状況： 給与（報酬）1名分及び各種保存会、個人代表等への報酬等20件分について、源泉徴収漏れの指摘あり。
 対応状況： 該当者から源泉徴収相当額を全額回収し、H29.2.14に納付（加算税・延滞税H29.3.10納付）。

5 法人の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり

- 法定雇用率を達成している。
- 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数45.5人未満の事業者であり

- 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
- 障害者を雇用していない。

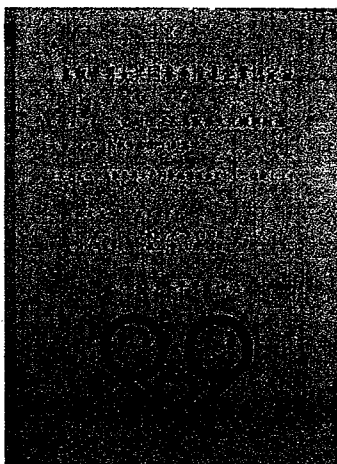
(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。

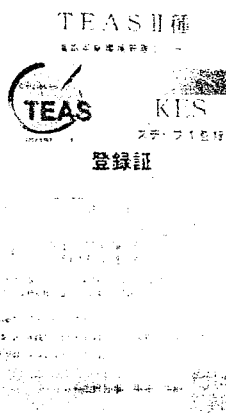
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

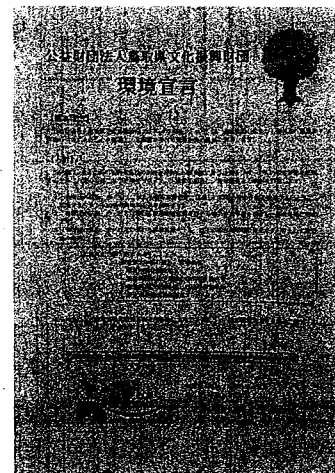
- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。



【男女共同参画推進企業認定証】
 (初回認定：平成20年10月2日)
 (更新認定：平成27年2月16日)



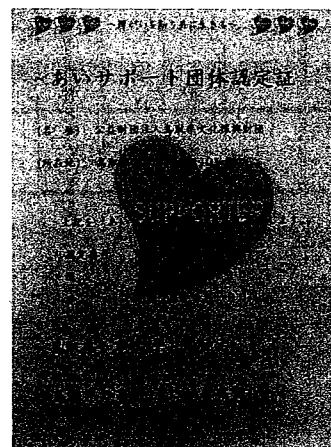
【TEASⅡ種認定登録証】
 (初回登録：平成24年9月19日)
 (更新登録：平成30年9月18日)
 (有効期限：平成33年9月18日)



【鳥取県文化振興財団環境宣言】
 (制定日：平成24年3月12日)
 (改訂日：平成29年4月1日)
 (改訂日：平成30年6月13日)

(4) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



【あいサポート団体認定証】
 (認定：平成26年5月21日)

鳥取県立倉吉未来中心 利用率・利用者総数見込

施設	31年度		32年度		33年度		34年度		35年度	
	利用率 (%)	利用者総数 (人)	利用率 (%)	利用者総数 (人)	利用率 (%)	利用者総数 (人)	利用率 (%)	利用者総数 (人)	利用率 (%)	利用者総数 (人)
大ホール	49.0	56,300	49.0	56,300	50.0	58,300	50.0	58,300	51.0	59,300
小ホール	69.0	31,900	69.0	31,900	69.0	31,900	69.0	31,900	69.0	31,900
リハーサル室	68.0	6,200	69.0	6,500	70.0	6,800	71.0	7,100	72.0	7,400
練習室1	92.0	2,300	92.0	2,300	92.0	2,300	92.0	2,300	92.0	2,300
練習室2	60.0	2,800	60.0	2,800	60.0	2,800	60.0	2,800	60.0	2,800
セミナールーム1	76.0	8,800	76.0	8,800	76.0	8,800	76.0	8,800	76.0	8,800
セミナールーム2	73.0	4,100	73.0	4,100	73.0	4,100	73.0	4,100	73.0	4,100
セミナールーム3	86.0	24,500	86.0	24,500	86.0	24,500	86.0	24,500	86.0	24,500
セミナールーム4	82.0	4,100	82.0	4,100	82.0	4,100	82.0	4,100	82.0	4,100
セミナールーム5	72.0	3,200	72.0	3,200	72.0	3,200	72.0	3,200	72.0	3,200
セミナールーム6	86.0	4,700	86.0	4,700	86.0	4,700	86.0	4,700	86.0	4,700
セミナールーム7	74.0	6,700	74.0	6,700	74.0	6,700	74.0	6,700	74.0	6,700
セミナールーム8	46.0	1,200	46.0	1,200	46.0	1,200	46.0	1,200	46.0	1,200
セミナールーム9	70.0	2,100	70.0	2,100	70.0	2,100	70.0	2,100	70.0	2,100
アトリウム	70.0	45,000	71.0	45,900	72.0	46,800	73.0	47,700	74.0	48,600
団体事務室	100.0	2,000	100.0	2,000	100.0	2,000	100.0	2,000	100.0	2,000
合計	—	205,900	—	207,100	—	210,300	—	211,500	—	213,700

※工事の想定なし

※H26、27、29年度実績の平均値をベースに算出し（H28は鳥取県中部地震のため除外）、新規主催事業実施及び営業活動等による増加を加味

〈大ホール〉施設見学ツアー（新規主催事業）を年3回実施及び営業活動による増

〈リハーサル室〉営利目的利用の予約受付期間拡大に伴う増

〈セミナールーム1・3・7〉備品等整備に伴う継続利用の定着による増

〈アトリウム〉販わい創出事業（新規主催事業）を年4回実施及び営利目的利用の予約受付期間拡大に伴う増

(資料2)

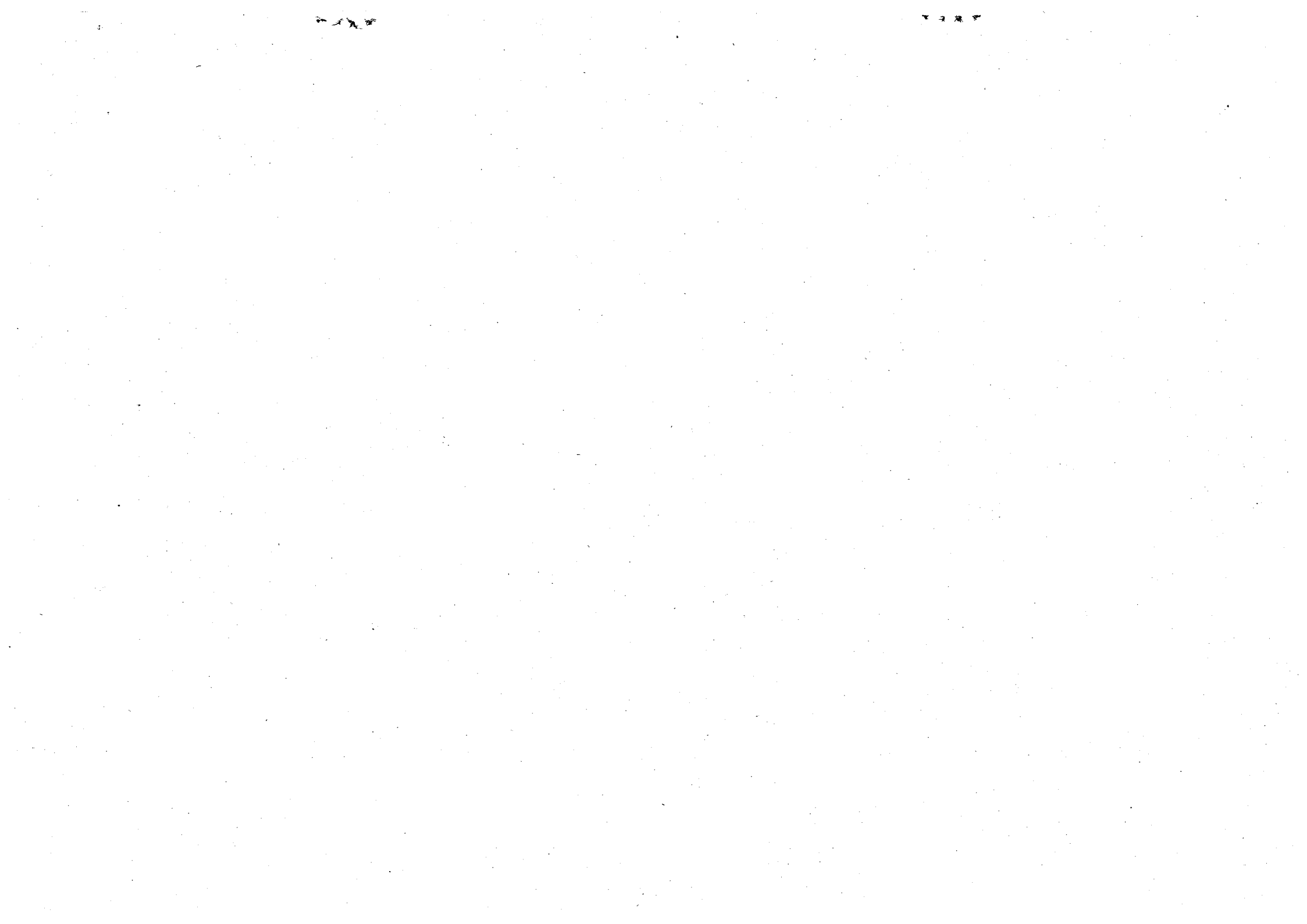
日常職員の配置

配置場所	職員配置の時間帯	職 名									合 計
		館長	総務部長 兼文化事 業課長	総務副部 長兼総務 課長兼施 設利用課 長	総務課員	施設管理 担当参事 ・施設管 理員	施設利用 課員	文化事業 課員	舞台技術 室長	舞台技術 室員	
		人員1	人員1	人員1	人員1	人員2	人員5	人員3	人員1	人員5	
運営事務室	8:30～10:45	1	1	1	1			2			6
	10:45～13:15	1	1	1	1			2			6
	13:15～17:15	1	1	1	1			3			7
	17:15～19:30							1			1
	19:30～22:00							1			1
受 付	8:30～10:45						3				3
	10:45～13:15						4				4
	13:15～17:15						5				5
	17:15～19:30						2				2
	19:30～22:00						1				1
施設管理 (運営事務室内)	8:30～10:45					2					2
	10:45～13:15					2					2
	13:15～17:15					2					2
	17:15～19:30										
	19:30～22:00										
大ホール (催事時等)	8:30～17:15								1	3	4
小ホール (催事時等)	8:30～17:15									2	2

※1 夜間(17:30～22:00)の受付事務対応は、2名とし、うち1名については、保安上男性職員を充てることとします。

※2 大ホールの催事対応については、催事の規模等により20名体制を取ることであり、本例は大規模な催事を想定しています。

※3 職員配置の時間帯の中には職員の休憩時間も含まれているため表中に記載している職員数の配置を下回る時間帯も生じますが、業務が停滞しないよう休憩時間の設定等勤務時間の割り振りを行います。



鳥取県立倉吉未来中心の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県文化振興財団)

(単位:千円)

区 分		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計	備 考
収 入 項 目	利用料金収入	46,000	46,000	47,000	47,000	48,000	234,000	
	手数料収入	3,270	3,270	3,270	3,270	3,270	16,350	
	使用料収入	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	8,300	
	入場料収入等	70	270	70	270	70	750	
	その他収入	215	215	215	215	215	1,075	
	雑収入	78	78	78	78	0	312	
	委託料							
	鳥取県	127,339	128,508	128,508	128,508	128,508	641,371	
倉吉市	55,319	55,826	55,826	55,826	55,826	278,623		
収入合計(A)		233,951	235,827	236,627	236,827	237,549	1,180,781	
支 出 項 目	人件費(常勤職員)	80,262	78,098	73,988	74,209	75,537	382,094	
	人件費(嘱託・非常勤職員)	11,572	11,943	15,727	15,727	15,727	70,696	
	管理運営費	142,117	145,786	146,912	146,891	146,285	727,991	
	旅費交通費支出	816	816	816	816	816	4,080	
	通信運搬費支出	668	673	791	791	791	3,714	
	消耗什器備品費支出	500	500	500	500	500	2,500	
	消耗品費支出	3,235	3,220	4,000	4,000	4,000	18,455	
	修繕費支出	4,600	4,600	6,500	5,242	5,154	26,096	
	印刷製本費支出	297	310	300	310	300	1,517	
	食糧費支出	54	131	54	131	54	424	
	燃料費支出	138	139	139	139	139	694	
	光熱水費支出	45,630	46,862	46,862	46,862	46,862	233,078	
	賃借料支出	6,499	7,325	6,744	7,339	6,744	34,651	
	保険料支出	395	395	395	395	395	1,975	
	諸謝金支出	280	292	280	292	280	1,424	
	租税公課支出	6,499	6,619	6,619	6,619	6,619	32,975	
	負担金支出	99	99	99	99	99	495	
	委託料費支出	71,883	73,159	72,480	72,735	72,904	363,161	
	手数料支出	524	646	333	621	628	2,752	
	うち文化芸術事業に 要する経費(再掲)	1,784	3,054	1,784	3,054	1,784	11,460	
	消耗品費支出	230	265	230	265	230	1,220	
	食糧費支出	32	109	32	109	32	314	
	印刷製本費支出	20	295	20	295	20	650	
	通信運搬費支出	71	71	71	71	71	355	
	手数料支出	85	175	85	175	85	605	
	保険料支出	15	15	15	15	15	75	
	賃借料支出	651	1,232	651	1,232	651	4,417	
委託料費支出	400	600	400	600	400	2,400		
諸謝金支出	280	292	280	292	280	1,424		
その他の経費	0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0		
支出合計(B)		233,951	235,827	236,627	236,827	237,549	1,180,781	

(注1) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注2) 各年度ごとの収支計画は、別紙(様式3-2)に記載すること。

